

平成23年山形村議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成23年3月9日（水曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 上 條 光 明 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
10 番 上 条 浩 堂 君	11 番 竹 野 入 恒 夫 君
12 番 大 月 民 夫 君	13 番 神 通 川 清 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	清 沢 實 視君	副 村 長	百 瀬 泰 久君
教 育 長	本 庄 利 昭君	総務課長	山 口 隆 也君
会計管理者	上 条 佐 登 子君	保健福祉課長	平 沢 隆 一君
住民税務課長	笹 野 初 雄君	農林建設課長	中 村 俊 春君
保育園長	大 池 孝 夫君	教育次長	小 口 正君
総務課 考 査 役	住 吉 誠君		

事務局職員出席者

事務局長 小野 勝 憲君

書記 藤 沢 ゆ き み君

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番・上條光明議員、6番・宮澤敏議員を指名します。

◎一般質問

○議長（神通川清一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人1時間を限度に再質問2回までの一問一答方式で行います。

質問される議員の方は、質問・答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。なお、答弁については自席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いします。

◇竹野入恒夫君

○議長（神通川清一君） それでは、質問順位1番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「住民基本台帳カードについて」質問してください。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入恒夫です。私は今回、大きな項目で2つの質問をさせていただきます。

次の首相候補になり得る前原誠司外相が辞任した。政治資金規制法は、外国人や外国企業から政治家への献金を禁じている。たとえ善意の献金であっても、そこから政治、とりわけ領土問題など外国勢力が介入するのを防ぐためだ。民主党代表まで務めた前原氏がそんなことを知らないわけではない。だが、国会で追求した自民党の西田議員によれば、献金は少なくとも4年間で20万円にはなるという、事実なら完全に確信犯と言える。一国の外交責任者としても失格であり、そんな公私の区別もつかないような政治家に首相をねらう資格はない。日本は大丈夫か。民主党はまだやるのか。菅さん、どうするのか。国民の心配は尽きません。

それでは、一般質問に移ります。

その1は、「住民基本台帳カード（住基カード）について」。

住民基本台帳カード（住基カード）は、村で簡単に交付が受けられるセキュリティに優れたICカードです。行政手続をインターネットで申請などができる電子政府・

電子自治体の基盤となるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つものです。

平成21年4月20日より、新しいカードが住基カードが発行されています。新しい住基カードは、今まで以上に本人の確認機能が強化されたものとなっている。

住基カードを取得するメリットは、

①電子証明による本人の確認を必要とする行政手続のインターネット申請が可能になります。

②本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明として利用することができます。

③市町村が行う独自のサービスが受けられます。

④転入転出手続の特例が受けられます。

上記のメリットにより、政府は現在無料で交付しているが、そこで質問です。

(1) 現在までの村の住基カード交付状況は。

(2) 住基カードは、平成15年8月25日から希望する方に対して村が交付していますが、平成21年4月20日より新しい住基カードが発行されています。以前の住基カードとの交付比較はどうなっているのでしょうか。

(3) 年代別の交付状況は。

(4) 平成23年3月31日で政府による無料交付が終わるが、今後、住基カード交付の手数料はどのようになるのか。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員からのご質問にお答えしたいと思います。

最初の「住民基本台帳カードについて」のご質問に対しまして、お答えしたいと思います。

「村の住基カード交付状況は」のご質問でございますが、これについて申し上げます。

住基カード交付が始まった平成15年8月から本年2月末までに、111名に交付してございます。村人口に対する普及率は、1.2%に当たります。

次に、2番目のご質問の「新しい住基カードと以前の住基カードとの交付比較は」のご質問でございますが、お答えしたいと思います。

新しい住基カードの交付は、総発行枚数の31%に当たります。

3番目の「年代別の交付状況は」についてでございますが、年度別に申し上げます。平成15年度が6枚、平成16年度も6枚、平成17年度・5枚、平成18年度が4枚、平成19年度が33枚、平成20年度が22枚、平成21年度が20枚、平成22年度が15枚の先ほど申し上げましたけれども合計で111枚となっております。

10歳の階層別に申し上げますと、10歳代が1枚、20歳代が8枚、30歳代が15枚、40歳代が21枚、50歳代が22枚、60歳代が29枚、70歳代が13枚、80歳代が1枚、90歳代も1枚となっております。

次に、4番目の「住基カード交付の手数料はどのくらいになるのか」とのご質問でございますが、お答え申し上げたいと思います。

山形村の住基カードの交付手数料の無料化は、平成20年7月から実施しております。この住基カード交付手数料を無料化する市町村に対して、今年3月31日までの限定措置で特別交付税を交付するという措置がとられておりますが、その措置が終了となるわけでございます。したがって、本年4月からは山形村手数料徴収条例に基づきまして、手数料は1件につき500円となります。

以上で終わります。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 年代別にかなり広範囲にわたっているわけですが、特に年齢を重ねる人も60代の方が29名とかなり多いわけですが、年齢的に自動車の運転ができなくなったりした場合、免許を返納したときに、身分証明書のかわりになるということで住基カードの交付を受けるというのが非常に増えているということをお聞きするのですが、村の対応はこの人たちに対して、今後どんなような対応をしているのか、どんなような告知をしていくのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

手数料に関してですが、これは500円ということですが、全国共通なものかどうか。

それと3番目に、ほかの市町村に比べて住基カードの交付状況がどのようになっているか。今聞きますと111名ということで1.2%、非常に交付状況が悪いわけですが、その辺はどうなっているか。また、この111名という少ない数は、どうしてこんなに少ないのか、その辺のところをわかっていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 笹野住民税務課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） それでは、幾つかありましたので、もし落ちていたら申しわけございません。

まず初めに、お年寄りの関係の免許のかわりに身分証明書になるかというようなことでありますけれども、確かにこれは先ほど村長答弁で申しましたように、年代の高い方は多分身分証明書として扱っていると思います。これは申請をしていただかないとこっちらから交付できませんので、やはりそういう方々はどうしても窓口まで来ていただいて申請をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

PRにつきましては、広報等しなければいけませんので、それも順次やっていきたいと思っております。

手数料の関係ですけれども、これは全国共通であります。そういうことで今まで平成20年から3月末までですが、無料交付しているのは、長野県下を見ますと77市町村、42の市町村がやっております、約55%です。それ以外のところは、有料というところで対応しております。

それから他市町村の状況でありますけれども、やはりあまり普及率はよくありません。当地区でも大体1.0から1.8を示しておりますし、大きな市につきましては、松本、塩尻、安曇野市などは2.1から2.3と低いを推移をしております。

やはり低い理由ですけれども、今、住基カードをとっている方は、先ほども申しましたけれども、19年は33名とポーンと上がりましたけれども、これはちょうど確定申告がインターネットでできるというような場合が出ましたので、それに伴いまして数が多くなったのではないかと見ております。やはり住基カードも利用のものがe-taxだけですので、例えば他町村でやっていますようにコンビニで印鑑証明とか住民票、そういうのが利用になれば多分普及してくるかと思っておりますけれども、まだそこまでは普及しておりませんので、このような普及率ではないかと見ております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今、言われたとおり普及率が低いわけですから、新しい住基カードは本人確認の機能が強化されたりしてメリットが多いわけですので、国では平成23年3月31日、今月で無料の交付が終わるわけですが、村としてもこれだけの少ない1年に15枚や20枚ぐらいだったら、条例を改正してでも無料化できないものでしょうか、どうでしょう。

○議長（神通川清一君） 笹野住民税務課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） 今のところ周辺の状況を見ましても、やはり無料化のときにもまだ有料という町村もありますし、国の定めたもので例えば交付税措置等が今のところございませんので、今のところ有料というような考えで持っていきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 次に、竹野入恒夫議員、質問事項2「遊休農地について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） その2は「遊休農地について」。

遊休農地（耕作の目的に供されずに、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）が山形でも増えてきているが。

（1）最近の遊休農地の現状は。

（2）過去5年ぐらいの比較は。

（3）地区農業委員らによる遊休農地の実態把握や遊休農地所有者への戸別訪問などはどのように行っているのか。

（4）遊休農地の現状は、原野化、耕作放置、手を加えれば農地になる割合はどのぐらいになっているのか。

今後の課題は。

遊休農地を放っておくとこんな問題が起きるわけですが、農地の遊休化は雑草・雑木の繁殖や病虫害の発生などで近隣の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、連担的土地利用が阻害されるなど優良農地の確保が困難となり、ひいては食料の安定供給にも悪影響を及ぼします。また、一旦遊休化してしまった農地を再び耕作可能な状態に戻すには、時間だけではなく多大な人手とお金が必要となります。

遊休農地の解消と発生防止は急務であります。耕作放置の発生の原因はさまざまですが、既に遊休化している農地を適切に利用するとともに、新たな耕作放棄地の発生を防ぐことは全国的な急務となっております。

国が示す「新たな食料・農業・農村基本計画」の中でも、農地の有効利用の促進の観点から、担い手への利用集積と並んで耕作放棄地対策の強化が盛り込まれています。

（1）今すぐに遊休農地の対象対策を。

（2）遊休農地の活用を考えよう（効果的な対策を）。

(3) 元気な地域づくり。

国では、平成17年より遊休農地再生活動緊急支援として、地域の創意と工夫を生かした「元気な地域づくり交付金」を創設しています。この交付金では、国が示すメニュー以外でも地域自らが遊休農地の解消目的を設定し、その目標達成に必要な地域提案型の活動メニューについても一定の支援を行っています。

交付金の活用方法は、

(4) ハード事業。

遊休農地活用土地条件整備の支援内容を活用することはできないか。

(5) ソフト事業。

遊休農地再生活動実践スタート支援。遊休農地実践調査、分布図作成等、遊休農地活用方策、先進事例研究等、農作業体験に活用するためのニーズ調査。

援農ボランティア活動支援。ボランティア募集説明会、研修会、必要な器具購入費。

自主的な再生活動支援。作業機の借り上げ、必要な器具類購入費。

上記の支援活動の実績はどうなっているでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員の大きな2番目のご質問の「遊休農地について」。

最初、1番目の「最近の遊休農地現状について」のご質問にお答え申し上げたいと思います。

毎年9月には農業委員会によります農地パトロールが行われておりまして、その際、遊休農地等農地の利用状況についての調査が実施されております。昨年9月時点での結果では、約12ヘクタールが作付のない遊休農地と判断されました。その後、農業委員会によりますと、所有者への遊休解消指導等がなされたようでありまして、昨年12月末時点での遊休農地の面積は約9.6ヘクタールほどとなったとの報告を受けております。

一方、5年に一度行われます世界農林業センサスの調査が、昨年の2月1日現在で行われたわけでございます。その結果でございますが、耕作放棄地は34ヘクタールという数字が公表されております。私の施政方針でも少し触れさせていただきました

が、この調査結果では5年前に比較しまして耕作放棄地は9ヘクタール少なくなっているということでございます。農業委員会の調査と5年に1回のセンサスとの結果では開きがあるわけでございますが、農業委員会としての遊休荒廃農地のとらえ方、また、それぞれの調査時期だとかセンサス調査での農家のとらえ方等での数字の開きというように思われるわけでございます。いずれにいたしましても、農地の状況を現地で把握しております農業委員会の調査の遊休農地の面積は、9.6ヘクタールほどということでございます。

2番目の「過去5年との比較は」ということでございますが、先ほど申し上げましたが、農林業センサスによる数値では、5年前の平成17年は43ヘクタール、昨年の平成22年では34ヘクタール、比較いたしますと9ヘクタール減っていることとなるわけでございます。一方、農業委員会が行っている農地の利用状況調査による遊休農地の面積を見ますと、3年前の平成19年が10.5ヘクタール、2年前の20年が11ヘクタールという結果であります。2年前の20年度との比較では、1.4ヘクタールほど減少を見ているわけでございます。

次に、3番目の「地区農業委員による遊休農地の実態把握と遊休農地所有者への戸別訪問などはどのように行っているのか」というご質問にお答え申し上げたいと思います。

平成21年12月の農地法の改正によりまして、農業委員会の新たな役割といたしまして、「農地の利用の状況についての調査」、いわゆる「利用状況調査の実施」が義務づけられました。これに基づきまして9月の「農地パトロール月間」として位置づけまして、農地パトロールを利用状況調査として、村内全域を4班の体制で現地調査を実施しているという報告を受けております。

その調査を受けまして所有者等への戸別訪問につきましては、所有地主の不在や、土地の管理者が村外に、あるいは県外ということも多く、連絡がとれない所有者も多い中で、農業委員の皆さん方による解消に向けての戸別交渉や、農業委員会事務局の職員による直接訪問をしての解消指導をしておるところでございます。そのほかの解消策といたしましては、自己耕作が不可能な状況の方もおりますので、農地の貸借契約等の斡旋等を営農支援センターが窓口となっております。

4番目の「遊休農地の現状で、原野化、耕作放置、手を加えれば農地になる割合について」のご質問について申し上げます。

原則的には手の加え方の大小方法にもよりますが、すべての農地が農地になると考

えております。しかし、土地の立地条件、復旧の費用対効果、今後の土地利用の見通しや土地の所有状況の中で、原野化や耕作放棄が進んでしまうと思われる農地が山沿いを中心に3割ぐらいいはあるのではないかと思います。

ちなみに、農業委員会が行った昨年9月の農地パトロール調査時点での区分わけでは、直ちに農地として利用可能が調査全体の5割、少し手を加えないと農地としての利用ができないのが2割ぐらいい、原野化、あるいは山林転換もやむを得ないと思われる農地が3割という結果も出ているわけでございます。

次に、「今後の課題は」の質問でございまして、(1)の「今すぐに遊休農地の解消対策を」についてでございますが、遊休農地になった原因を考えると、「農地面積が小さい」だとか「山沿い、または山に囲まれていて不整形や有害鳥獣の被害を受けやすい」「ほ場整備はされているけれども湿田で、稲作がやっとなできる程度で耕作ができない」などさまざまな要因があるわけでございます。

これらの要件をクリアすれば解消につながると思われるわけでございますが、先に述べましたとおり、「費用がかかり大型機械化されてきた農業経営では借り手もない」「米の作付は制限されている」等の状況から、抜本的に、また、すべてを直ちに解消することは難しい状況と思っております。

このような状況下の中ではございますが、村内にあります農業法人への作業受委託や農地の貸付による解消も進みつつあるのも現在の状況であるというように思います。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 遊休農地の解消と発生防止が急務であるわけですが、今の話を聞いていますと農業委員会に任せているだけで、村としての積極的な対応が見えてこないわけですが、今後の取り組みはどんなふうになっているのか。

(2)村長の施政方針で、今回のセンサスの結果で特に注目されたのは、本村の耕作放棄地が43ヘクタールから34ヘクタールと9ヘクタール減少していた。耕作放棄地が国も県も増加に歯止めがかからない現状下で、このような結果が出たのは「農業法人のご協力のほかに、整備施策や安定した経営基盤の確保に向けての努力結果である」と言っておりますが、ここには農業委員の平成22年度の農地パトロール、農地利用状況調査の9月の結果と大分違っているのですが、その理由はどういうわけでしょう。9月29日に実施したパトロールだと、新規でもって46アールもあるし、

改善されたのが17アールという、村長の言っているのと大分違うし、完全に手をつけられなくなっているのが9.6アール、その辺は合っているのですが、大分数字的に違っているのですが、その辺はどうでしょう。

それと3番目として、「整備の施策や安定した経営基盤の確保に向けての努力の成果がある」と言っていますが、どの事業を使ってやったものか、その辺をお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 3点ほどご質問いただきました。特にセンサスの調査結果と農業委員会等で行う調査結果に相当開きがあるというご質問でございますが、農林業センサスにつきましては、これは農家の意思で記入する調査でございます、以前耕地であったものを過去1年以上栽培をしていない土地のうち、数年間に再び耕作する考えのない土地という調査を、これは農家の意思で調査が行われまして、農家の方が将来的に耕作する意思がないというものもここにカウントされてくるわけでございまして、それから農業委員会等が行う調査につきましては、先ほども出ていますように、農地パトロールを実施しまして、現状を見た中で「何らかの管理が行われていて耕作可能なもの」という判断されたものには遊休ということに加えておりません。

ですからその差が出ておりますし、これは国の段階でも農林業センサスでは、国の段階の調査では38万6,000ヘクタールあるという農林業センサス、これは5年前の、22年ではございませんけれども、平成17年の調査結果ですが出ておりますが、それと全国レベル、先ほど言いました農業委員会等が現地へ赴いて調査した面積では28万4,000ヘクタール、やはり10万ヘクタールほどの差がありますので、ちょっと先ほども言いましたように、現地を見て農業委員さんの判断している遊休農地の面積と農家のセンサスの意思による調査では開きが出ているということがございまして、それはやはり村におきましても差が出ているところでございます。

私も6年間農業委員会の事務局ということで毎年9月のパトロールをやりまして、先ほど言いましたように4班に分かれてやっております、そこへ行って少しでも除草だとか管理耕作がされているのは遊休農地の面積には含めておりません。実際にかなり草ぼうぼうだとか、例えば木が生えているだとか、そういうものは農業委員会の現地のパトロールでは入れておりますけれども、何らかの除草、あるいは耕うんロータリーをかけてあったというのは含めておりませんので、そんなところでかなりこういった差が出てきているのかなというふうに思っております。

それから村の取り組みということでございますけれども、特に村は遊休荒廃農地の解消ということの中では、1つとしては農地の流動化、奨励金を交付しております、耕作しきれなくなった場合は、担い手、あるいは農業法人の方へ農地を集積することで奨励金を出しておりますし、昨年からは特に農業法人の借入面積が非常に多くなってきておまして、そんな中で昨年少し流動化奨励金の交付要項も改正させていただいて、賃貸借、普通ならお金を払って貸し借りなのですけれども、お金は要らないので面倒を見てくださいますよというのが非常に増えてきておまして、そういった農地に対しましても奨励金を交付してきております。

一方、そんな中で担い手の位置づけが大切だ。今後は借りていただく担い手の方の位置づけが大切だということで、かつては貸せた方にも奨励金を出していたのですが、それは再設定の場合は廃止しまして、借り手重視の政策ということでやってきております。

それから昨年から一応そのほかに村単独で3戸以上の農家が集まった場合、農業機械等を購入する場合に助成ということで、すぐそれが遊休農地の解消につながっているかどうかというところまではいかないかと思っておりますけれども、農地の方を担っていただく皆さんの基盤整備とか、その辺に対処させていただいてきているところでございます。

もう1点は、3番目は。

○11番（竹野入恒夫君） 村長が言った「整備したからよかった」とか「経営安定の確保に向けての努力の結果が出ている」という、これはどんなことをしたのか、どんな事業か。

○農林建設課長（中村俊春君） 1つは、今、ハード事業でございますけれども、これについては国の方の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というのが来るわけですが、これについては村独自ということでなくて、地方事務所自体に耕作放棄地対策協議会というのが設けられておまして、そこでいろいろなハード事業等々行うことになっておまして、例えばの例が昨年、これも直接ということではないかもしれませんが、JAでネギの共選所を導入したのですけれども、あれも耕作放棄地対策交付金を活用した整備ということの中で、山形もネギの面積が非常に増えてきているという中で、やはりネギの拡大で遊休農地も少しは解消というふうにも言えるかなというふうに思っております。

いずれにしても遊休荒廃農地解消というのは、農政上の山形村は割合まだ全国レベ

ル、今これで行くと耕地に対する遊休農地の率が5年前は5.7%でした。先ほど言いましたように9ヘクタール減ったということで、遊休荒廃農地の率も4~5%に、4%ぐらいになるかなと今、細かい分析はまだこれからなのですけれども、出てきております。

そんな中で、まだまだ山形の場合は、点在では、私も回ってみますとあるのですが、特に農業法人で田んぼなど、かつては全然手が入っていないところも借りていただいて、耕作できる場所は大豆の栽培、南部の方の地区ですけれども、していただいておりますし、それから湿田で作物はできないようなところも一応請け負っていただいて、荒らさないように除草、あるいは管理はしていただいているといったケースも現に出てきておりますので、すべてをゼロにするというのはなかなか本当にいろいろな要件もありまして難しいかと思っておりますけれども、一步一步という感じで多少は進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 第1回の答弁で落ちがありましたので、村長、答弁願います。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 済みません、質問がたくさんございますので、先ほどのご質問に対し2つほど回答を落としてしまいました。

その1つは、2番目にございました「遊休農地の活用について」申し上げたいと思います。

全国的に言われている後継者がいないことでの遊休農地との違い。当村の場合は、物理的に耕作が難しい農地が遊休農地となってしまうと思っております。市民農園や都市交流用の農地利用などが解消策として活用されている地域もございますが、活用に向けて多面的に検討していく必要があるというふうに思っておりますのでございます。

3番目の「元気な地域づくり」でございますが、当村を含む松本地域では「耕作放棄地対策協議会」を組織いたしまして、解消策の事例研究や情報交換、また、再生利用交付金を活用した農地復元事業に取り組んでおります。山形村では協議会を通じた農地復旧事業にはまだ取り組んでいませんが、費用対効果、物理的条件を加味した上で今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 済みません、「交付金の活用方法について」申し上げたいと思います。

竹野入議員からは、国の支援事業について申されておりますが、国の耕作放棄地対策もその都度メニューが改正されてきておるわけでございますし、各県の独自のメニューに沿って事業も実施されておるわけでございます。国の支援として平成21年度に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度が創設されまして、その事業内容により現在に至っておるわけでございます。

それでは、4番目の方のハード事業といたしましては、先ほども述べさせていただきました。しかし、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して耕作放棄地の再生を図っていくため、長野県では地方事務所単位に耕作放棄地対策協議会が設けられております。その上で、各市町村では再生利用を希望する所有者や耕作者の同意のもとに再生利用活動計画を立てまして、条件整備を図っていくという手続となっておりますわけでございますか。

また、5番目のソフト事業の実績でございますが、上げられておりますソフト事業は、他県でのメニューかと思えますし、長野県には現在ソフト事業はございません。したがって、村としての活用実績はございません。ただ、村の農業委員会では、農地パトロールの際に活用する遊休農地の分布状況図の作成、また、パトロールをしてでの農地の状況や、程度、改善ぐあい等の資料は整理されているという報告を受けております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、1回目、2回目の答弁はよろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（神通川清一君） 再質問があれば。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 村長の施政方針で遊休農地、耕作放棄地が9ヘクタール減ったという方針で安心しているような面もあるのですが、現状は村の農業委員として私も区の新年会で農業委員からの報告の中で、決して減っていないのです。新規でも46ヘクタールも増えているという報告を聞いているわけですので、この辺の見解を1つのものにしておかないと、農業委員は「増えているので近隣の人も注意してもらって何とか増やさないように対策を立ててもらいたい」というようなことを言っているのですが、村長の施政方針だと減っているからということで安心してしまふ面もあるのですが、その辺の統一はできないものかということと、農業委員の立場も考えてもらいたいということなのですが。

それと平成17年度から国では農地再生活動緊急支援として、地域の創意と工夫を生かした「元気な地域づくり交付金」を創設しているわけですが、これは山形としては交付金の利用はできないわけか、その辺のことをお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 決して安心はしておりません。これは山形の農業者の高齢化率も、県よりはまだいいのですけれども年々上がってきております。今はまだまだ耐えられているかと思えますけれども、現に80代でもやっぴらっしゃる方がおいでですが、この方たちがリタイヤするということになりますと当然余ってくる。ただ、今、山形の農地の現状を見ますと、ナガイモの畑をつくりたいという要望も結構あります。その反面、貸せ手の農地がまさになかったといった状況もございまして、借り手市場といった現状があります。ですからそんなことで決して減ったということでは安心はできないと思えます。と思っております。

それから交付金の活用ですけれども、先ほども言いましたように、現状では先ほど地方事務所単位に耕作放棄地対策協議会というのが設置されておまして、そんな中でいろいろな事業、あるいはソフト面も含めましてやっていくということになっておまして、先ほど言いましたように村独自では、農業活性化、また違う交付金がございまして、農業活性化地区プロジェクト交付金かな、そういった交付金もあります。それにつきましても今後活用については村独自で、先ほども「いろいろなメニューがある」というふうにおっしゃられました。そこら辺もぜひ参考にしながら取り入れられるものについて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 竹野入議員のご質問でございまして、私の言ったことに大分誤解を招いているようでございますが、私は決して「安心している」ということは一言も言っておりません。逆に危機感を感じております。農業自体が大変厳しい中でございまして、私は耕作放棄地が増えている状況の中で、山形村の農業委員の皆さん方の日ごろのご尽力によって、減ったということは大変感謝しているわけでございまして、これはそれぞれ地道な農業委員の皆さん方のご努力のたまものと私は思っております。ですからそのことを申しただけで、決して安心したとか、そういうことは決してございませぬので、農業委員の皆さん方に対しての敬意と感謝を申し上げたわけでございまして、今後そのような状況の中でお願いしますということで施政方針演説の中でも申し上げたわけでございませぬので、その点誤解をされないようお願いしたいと思

ます。

○議長（神通川清一君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位2番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「危機管理充実の1つとして」を質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 議席番号8番、柴橋潔です。「危機管理充実の1つとして」と題しまして質問いたします。

全戸にハザードマップが配布され、また、年1回ではありますが、防災訓練にも大勢の参加が見られ、災害に対する意識の高揚が図られてきているように思います。18年から無料で実施されている戸建て住宅の耐震診断も90件になり、関心の高まりとしてあらわれてきております。補強工事に最高60万円の補助制度があるのに、残念なことに1件のみ実施されただけです。

つい先ごろのニュージーランド地震で犠牲者のほとんどが建物倒壊によるもので、日本人留学生も多数犠牲になってしまいました。糸魚川構造線や牛伏寺断層に近く、直下型地震にいつ見舞われるかわからない我が村においても、まず人命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑えていく方策が少なからず行政にも求められるものです。

そこで1つの提案ですが、添付資料の耐震シェルターというものが開発、商品化されています。寝室として住宅内に組み込む構造のものです。施工費込みで25万円、2日の工期という優れものであると思います。安心を買うという点で何百万円もかけて耐震補強は無理という方々には、うってつけではないかと思います。建物が倒壊しても人命だけは守られる、このようなシステム導入に補助制度の確立、広報活動などを取り入れていただけたらと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員から出されております「危機管理充実の1

つとして、耐震シェルターなどのシステム導入に補助制度の確立、広報活動などを取り入れたらどうか」についてのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

村では、国・県の補助を受けまして、倒壊の危険度が高いと言われております昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅の耐震診断に対しまして、診断料を全額負担するとともに、耐震補強工事を実施する場合は、工事費の2分の1、60万円を限度として補助制度を設けております。

また、昨年、大地震が発生した場合、村民の皆さんに山形村で想定される状況を確認していただき、建物の耐震化の促進や家具の転倒防止など、日ごろから備えに役立てていただくために、地震ハザードマップを作成し、各区で説明会を開催したところでございます。

今後、耐震診断、耐震補強工事の申し込みが増えることを期待しているところでございます。

さて、耐震シェルターなどに対する補助制度でございますが、制度を導入している全国の市町村を見ますと、建物の構造、建築の年、それだとか耐震診断の数値、所得、障害者手帳の所持者などの一定の要件を満たす住民に対しての補助金を交付しているようでございます。補助金の額や補助率は、それぞれの市町村で異なった内容となっております。

今後、補助制度を導入している市町村の利用状況などを参考にしながら、耐震シェルターなどの設置に対する補助制度の検討をしてみたいとともに、比較的安い経費で住宅の倒壊から生命を守ることができる耐震シェルターや防災ベッドなどを村民の皆さんに紹介してみたいというように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 山形村には都市計画の住民協定というものがありません。したがって、普通の木造住宅では建築基準法の適用はありません。大手メーカーの建物で耐震試験したもの以外、地震や風に対する構造計算が必要とされないまま建築されていて、最近新築された建物でも耐震性が十分であるとは言いきれない面が多分にあると思います。

清水寺の庫裏も耐震性の問題から建て替えがされ、トレセン体育館の補強工事、そして保育園、消防詰所も老朽化を含め、やはり耐震性の観点から建て替えが進められようとしています。

多額の資金で対応できる公共建物には、災害時の指令基地や避難場所ということで大義名分が通りますが、村全体を1つと考えたとき、個々の住宅に暮らす人の命を守るということにも共通のものがあるように思います。改めて最低の手当くらいを考えていく努力が必要ではないかと思えます。

耐震補強工事に60万円の補助があるといっても、2分の1補助の上限が120万円です。実際工事を行う場合、120万円くらいでは規定された工事ができないと思われまます。耐震補強工事をされた家が1軒しかないというのも、そんな事情からかもしれません。

後ほど大池議員からも住宅リフォーム補助制度の質問があると思いますが、昨年11月、全国建設組合総連合のリフォーム補助についての要請が松筑建設組合、山形村を通じて議員あてに出ています。もし、このような制度が確立すれば、耐震補強工事をもっと進むのではと思います。そんなことも含め、もう一度村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 村としましては、先ほど村長が申し上げたように、今後、補助制度を導入している市町村の状況、全国で結構導入をしているのですが、やはりそこには補助制度を設けるということは、一定のルールを設けなければいけないということがあります。いわゆる所得だとか年齢とか、そういう部分を考えながら、考慮しながら研究をしていきたいと思っています。

ただ、全国の例を見ますと、なかなか助成制度をつくっても進んでいかないという状況もあるようです。というのは、部屋だけしますと狭くなってしまうとか、あと1室だけやるのだったら全体を考えたいとか、いろいろな考えがあるようでして、ただ、防災ベッドというのは非常に選ぶケースもあるということでして、研究をさせていただいて、それともう1つ、村の制度のできる以前の問題ですが、個々でも導入できるものは結構あると思えますので、村長答弁の中で申し上げたように、紹介をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、よろしいですか。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 関連として質問させていただきますが、村には太陽光発電の補助を初めいろいろな補助制度があります。これは一体何種類くらいあるものでしょう

か。その中で補助が一番利用されているものはどんなものでしょうか。また、あまり利用されない補助制度があった場合、見直しなどされてきたでしょうか。数字的なものはわからなければ結構ですが、利用度に応じた見直しを今後していく予定があるか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 関連質問ですので、答えられるなら答えてもらいたい。

山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 補助制度につきましては、予算査定時に担当課と財政が新年度予算を組んでいくわけなのですが、その当時、補助金というものが現に住民の皆さんに役に立っているのか、活用率はどうかということを見ながら補助制度を考えています。ただ、1つあるのは、育成のための助成制度。総務課で今回、補正をさせていただいている地域防災組織に対するものについては、なかなか利用度が少ないのですが、これはある程度5年という中で育成を含めて助成制度を設けているというものがあります。

私どもちょっと今回も太陽光についてのまた補正をお願いしているわけですが、それについては活用は非常に多いです。それから状況、その時代時代というわけではないのですけれども、状況によって数値が利用度が上ったり下がったりというものもあったり、また、村長の政策的な助成制度があったり、いろいろな部分があるのですが、やはり1つ1つを精査しながら制度というものを考えております。

以上です。

数はちょっと今のところないのですが。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。質疑を終了します。

次に、質問事項2「諮問委員会等答申後の流れについて」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） では、2番目の質問といたしまして「諮問委員会等答申後の流れについて」ということで質問させていただきます。

従来から公共建物の建設、または事業の実施において、検討委員会、建設委員会等が立ち上げられてきております。これらは村長の私的諮問機関であると聞いておりますが、答申後の内容や方針に村民の意見がどのように反映されているのかあまり見えてこないように思われます。実際どのような経過で決定されていくのか。

「協働の村づくり」をマニフェストの1つにして村長にとって、できるだけ多くの村民に情報を知らしめ共有できる内容で事業を進めていくべきと考えます。大きな事業を立ち上げる時、徹底した審議、精査を経た後、理事者、議会ともども協力し合い、村民のため最善の方策を導き出していくことが我々に課せられた使命であると思いますが、村長はどのようなお考えかお答えいただきたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員の2番目のご質問でございます「諮問委員会等答申後の流れについて」、どうなっているかということでご質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

住民の意見を聞き、課題解決のための手法や具体的な事業へと展開していくため、村長の諮問機関として委員会等を設置することがございます。諮問機関を設ける目的は、行政執行の前提として住民による審議や調査等を行い、住民の意向を事業等の内容に反映していくことにございます。村長は、諮問機関の意見を尊重し行政執行することから、住民の意見等は事業内容に反映されることとなるわけでございます。

こうして事業概要を決めていきますが、場合によっては公聴会の開催や意見公募を行い、制度設計が必要ならば例規類の整備を考え、予算見積もり等を行い議会への報告や審議をお願いすることとなるわけでございます。これが答申を受けた後の流れでございます。

さて、議員ご指摘の村民への情報提供と徹底した審議、審査でございますが、情報提供につきましては、必要と認めた都度、何らかの媒体を通じまして提供していきたいと思っております。

また、複雑多様化する行政内容について、すべて住民の意思に基づいて行政執行するという直接民主制の方式をとることは不可能でございます。このことから、地方自治法は、地方自治の本旨に基づくものとして団体自治と住民自治を構成要素として形成されておるわけでございまして、住民自治につきましては、住民の代表であります皆様方議員より構成される議会において審議することになり、住民の意見を広く取り入れていくという間接民主制の方法がとられていると認識しております。

以上申し上げましたとおり、地方自治を構成する団体自治と住民自治の考えにより事業を進めていくことが基本であると考えておりますが、場合によっては広く住民の

意見を聞く機会を設けることも検討していきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 諮問委員会や建設委員会のメンバーの方には少し失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、ここに選ばれるメンバーが村民の真の代弁者であるか、また、村民のニーズを100%理解できるのか、「私的」という言葉の中で偏りはないでしょうか。諮問委員会の方からも、庁内で検討され、どのような結果になった等の報告がないと聞いています。引き返してはまた進むというような形をぜひ、とっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 諮問委員会の内容等々が、住民の皆さんによく伝わっていないということをご指摘いただいたということで理解しております。基本的には、先ほど村長が申し上げたごとく、そういう実態があるとすれば、できるだけ私どもは工夫しながらやっていかなければならないと戒めているところでございます。

今ちょうど昨年から子育て支援に対するところの取り組みをしてきております。子育て支援、特にやっぱり住民の皆さんに大変な期待がある事業でございまして、そういう中では村全体のものとして取り組む必要があるということで私ども取り組んできました。

そういう中で、まずやっぱりなぜそこら辺をそういう取り組みをするのかということ、まず住民の皆さんにご理解いただくようということで昨年、シンポジウム的なものを2回やらせていただきました。そして、その後、諮問委員会を立ち上げまして、検討委員会ということでございますが、今日まで10回の検討委員会をさせていただいているところでございます。

検討委員会だけでは子育て支援に対するところの取り組みというのは不十分になってしまうということでございますので、私ども村としてどう考えるかということで、そこは庁内の検討委員会をつくりまして、それとコンタクトをとりながら検討してきたところでございます。

今後の方向でございしますが、いよいよそれを具体的にどう住民の皆さんにご理解いただくという段階になりますと、それはどういう形で村の住民の皆さんにご理解いただくかというのを検討していきたいと思っておりますが、例えば住民の皆さんが集まってい

ただいて、そこで一定の方向づけを今までの計画を含めてご説明するとか、そしてまた、いろいろなご意見をお聞かせいただくとか、あるいは各種団体の皆さんにお集まりいただきながら、そこでご説明させていただくということを積み重ねながら、例えば子育て支援に対しましては、今年1年論議をしていきたいと考えております。

したがいまして、今までも保育園の建設委員会等も保育園の建設に対しまして取り組んできたところがございますが、そんな方向で基本的にはやってきたつもりでございますが、柴橋議員のご指摘のことも含めて、今後できるだけ住民の皆さんにご理解いただくような形で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、よろしいですか。

以上で柴橋議員の質問は終了しました。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位3番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「村長の政治姿勢を伺う」を質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 議席番号10番、上条浩堂であります。

質問の1番目「村長の政治姿勢を伺う」であります。今定例会の冒頭に、村長より示された5本柱に基づく施政方針を伺いまして、その各施策に評価される場所は多々ございますことは同調いたします。あえてその中で、さらなる注文と申しますか、要望も含めたことを質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

2番目に挙げられた「環境保全と安心・安全の村づくり」から質問いたしますが、その中に「焼却灰100%人工砂化」問題がありました。

最近の資料によれば、灰溶解炉を休止する自治体が増えているようであります。当初は国の誘導策もあり、最終処分場の寿命が延び、土木建設資材などへのリサイクルが可能とのうたい文句で各地で建設が進行いたしました。しかし、最近ごみの減量化やリサイクル化が進み、最終処分場の寿命が延びたことや、溶解スラグの有効活用が伸びない。また、地球温暖化の原因である二酸化炭素の発生を抑えるなどの理由にて、経費削減と相まって溶解炉の停止となっている模様であります。このことに対する我

が村の長期展望をお伺いしたいと思います。

次に、3番目に挙げられた「さらなる福祉の充実と健康づくり事業の推進」から2点お伺いいたします。

地域包括センターの公的な仕組みには、前回答弁いただきました「成年後見人制度」ともう1つ「日常生活自立支援事業」があるわけですが、後者事業の推進に当たる現有スタッフ、これはどのようになっているか。また、実際の申し込み、支援計画の作成等の実施実績状況等をお伺いしたいと思います。

さらに、「いちいの里」の施設ですが、これは我々村民の健康のよりどころでありまして、ここに喫煙室が設けられていることに疑問を呈するものであります。お隣松本市は「健康寿命伸延都市」の名のもとに、積極的に環境問題に取り組んでいらっしゃいます。分煙したからよしでは、まことに粗末ではないでしょうか。小さなお子さまから高齢者等多数利用するこの施設内での全面的禁煙を提唱いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、5番目の「男女共同参画社会のさらなる推進」からですが、この裏づけとなる予算計上が伴っていないのではないのでしょうか。昨年までと同額の、それも決して潤沢とはほど遠い額のもので、果たして何ができるのか疑問に思いますが、以上、村長のお考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員のご質問でございます「村長姿勢を伺う」という中で、最初のご質問「焼却灰処理の長期的展望については」というご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

ご存じのとおり、ごみの焼却後に出る焼却灰につきましては、それぞれの自治体の責任で処理することとされております。そんなこともございまして、以前はご存じのとおり村の最終処分場サンクスに埋め立て処分をしておりましたが、処分場の延命化を図るため、平成20年度はその一部を、平成21年度からは全量を、埼玉県にございます民間会社に委託しまして人工砂化処分を行っておるところでございます。今後もこの方向で継続してまいりたいと考えております。

次に、「日常生活自立支援事業」に関しましてお答え申し上げたいと思います。

この事業は、高齢者や障害者の方々が住みなれた地域で安心して自立生活が送れる

ように、福祉サービスの利用などにかかわる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業でございまして、本村では山形村社会福祉協議会が行っていただいております。

ご質問について社会福祉協議会へ問い合わせたところ、スタッフの数でございしますが、職員が3名と住民の方をお願いしている生活支援委員1名となっており、また、実際の申し込み、支援計画の作成等の実施、実績状況は、平成22年度の4月から9月までの上半期の利用者実人数でございしますが9名、相談件数は258回、支援計画の作成は9件となっているようでございます。詳細につきましては、山形村社会福祉協議会へお問い合わせいただければありがたいと思います。

次に、「いちいの里」の喫煙室についてのご質問でございしますが、「いちいの里」は、ご存じのように保健センターと福祉センターに分かれております。喫煙室は福祉センター部分の2カ所に設けられており、壁で仕切られた分煙がきちんとされておまして、非喫煙者には影響ない形となっておりますわけですが、1カ所の喫煙室は、本年度をもちまして相談室へ転用されることになりました。もう1つあるわけですが、今後は一般利用のお風呂の前の喫煙室だけとなるわけですが、上条議員のご提案の保健福祉センターの喫煙室のあり方につきましては、今後検討課題とさせていただきたいというように思っております。

それから次の「男女共同参画社会のさらなる推進の予算計上が伴っていないのではないか」というご質問でございします。

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いに人権を尊重し、対等な関係を築くための教育や女性の参画の機会の促進や、健やかに暮らせる環境づくりなど多岐にわたり、さまざまな分野におきまして取り組まれていかなければなりません。

村では、山形小学校では道徳の時間で「互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し合う」学習をしており、学校教育を初めとし、人権教育、子育て支援、高齢者やその家族への支援や相談窓口、女性への健康支援、女性のための相談窓口設置など広範囲にわたり事業を行っております、それに伴う予算措置をしております。

引き続きまして、それぞれの分野で男女平等な立場で参画できるよう、一層の推進をしてまいりたいと思います。

ハード事業は、当然それなりに予算を計上しなければならないわけですが、委員会だとか審議会の委員の女性の参画のことでございしますので、ソフト事業につきましては、新年度は予算計上しなくてもよいという判断のもとでこのような、一般的

から見ますと少ないだろう。あまり予算が少ないから力を入れていないということではなくて、ソフト面で、ゼロ予算でやるという予算もあるものですから、特に女性と男性との割合等につきましては、非常に山形の場合は好成績といたしますか、この前、私が申しあげましたとおり、施政方針演説の中でも数字を申しあげましたとおり、他の自治体に比ればかなり女性の占める参加率、35%を過ぎていますから、40%を目標ということでございますが、これに関しましては特段の予算をもって女性の参画を促すということに関してはないということでございますので、その辺のところをご了承願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） ただいま答弁いただき、ありがとうございます。その中で、100%砂化の問題は、近く我々が現在加入しております松本西部広域施設組合、これに塩尻市、朝日村等も参加となる、そんなことも踏まえた上で、さらなる検討をお願いできればと、そのように思っております。

最終処分場と人工砂化の問題は、やっぱり両方の綱引きみたいな問題で、どちらがいいとは一概に言えませんが、将来的に検討をいただきたい、そういうことでございます。

それから「日常生活自立支援事業」のことは、相談に乗って支援が確定した後の費用負担問題等が問題になるのではないかと、そのように思います。その中で、これは先進地と申しますか、京都府の例なのですが、高齢者が安心・安全に暮らせる目的で高齢者日常生活支援事業を実施されているようであります。この内容は、社会福祉協議会などが実施している日常生活支援サービスを利用している市町村民税非課税世帯の高齢者が対象で、利用者1人当たり同一年度1万円を上限として、利用料金の一部を助成するものとなっておりますが、当村においても、県はまだこれをしていないと思っておりますが、将来的に考慮すべき政策ではないかとご提案申し上げます。

それから「男女参画社会のさらなる推進」から、確かに村長おっしゃるとおり、我が村の委員会、審議会の女性登用率は36.3%と村長がおっしゃるとおり、これは他に誇れる立派な数字であると思っておりますし、この結果に対しては大いに評価を申し上げます。

しかし、今年度の社会福祉費の中で、男女共同参画計画推進委員向けの賃金は3万

3,000円を予算計上、また、女性団体育成として5万円が予算計上されておりますが、これが十分な支援か、そういうことでございます。

さらに、現実的な支援策として、村が民間に期待しているというファミリーサポートに関してであります。この事業のさらなる発展、その結果、若い女性方がさらに共同参画、また、結果として少子化対策の一環にもなるのではないかと。そんなことからファミリーサポートやまがたさんに対する、さらなる支援をしていかななくてはならないのではないかと。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 答弁は必要ですね。

○10番（上条浩堂君） お願いいたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 幾つかいただいておりますので。人工砂化につきましては、多分言われたのは処理灰も含めて将来的にすべて100%していけというご指摘だと思いますので、前向きに今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

日常生活の社会福祉協議会の方に委ねているところでございますが、これも私も社協の役員でございますので、研究しながら、また、ご提言いただきながら、できるだけ使いやすい、また、できるだけカバーできる体制をつくっていききたいと考えているところでございます。

男女共同参画の計画、やはり3万3,000円は少ないということでございました。これは10名の役員の方がいらっしやいまして、3,300円掛ける1回分の会議の事業費を見込んでございます。3月15日に会議を開くことになっております。その中で今までの進捗状況、あるいは今年の推進の方針などを論議することになっております。したがって、その中で場合によっては、先ほど村長が申し上げたとおりなのですが、今年、こういう事業を積極的にやるということになりますと、また当然お金もついて回ることも考えられますので、そのときはそのときでまたやはり皆さんにご相談しながら財源を確保していく手段をとっていききたいと考えているところでございます。

なお、ファミリーサポートに対するところの支援もおっしゃいました。先ほど申し上げたところの子育て支援検討委員会の中でも、やっぱりファミリーサポートの皆さんの大きな役割を私ども期待しているところであります。今年1年かけての中でのや

はり論議の大きな目立つになろうかと思っておりますので、そういう中ではその中で論議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

○10番（上条浩堂君） 結構です。

○議長（神通川清一君） それではここで、休憩します。10時40分まで休憩とします。

（午前10時30分）

○議長（神通川清一君） ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時40分）

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、次に質問事項2「救急医療情報キットの導入を」を質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） それでは、2番目の質問「救急医療情報キットの導入を」について質問いたします。

これは先ほどの柴橋議員の質問に対する答弁の自主防災対策にも一部合致する部分もあるわけですが、高齢者や障害者のために、最近「救急医療情報キット」の導入を開始する自治体が増えてまいりました。これは当初、東京都内の団地において自治会が提唱・導入したのがきっかけとなり、各地に広がったものと記憶しておりますが、近隣では松本市が希望世帯に配布すべく予算計上したそうであります。

プラスチック製のケースに住所・氏名・生年月日・顔写真・緊急連絡先・健康保険証の写し等を入れ、災害時に備えて原則冷蔵庫に保管します。救助される側も保管しておくだけで安心感が得られる。また、緊急時や災害時に自らの身分証明にもなります。迅速救助対策の一環として、以前自分が提唱しました「ご近所助け合いマップ」の推進と相まって、この提案をいたしますが、導入に向け考えてはいただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員の2番目のご質問でございまして、「緊急医療情報キットの導入を」についてのご質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。

「救急医療情報キット」は、上条議員のご質問の中にごございましたように、高齢者や傷患者などの安全・安心のため、「かかりつけの医者」だとか「薬剤情報提供書の写し」、「持病」などの医療情報や「診察券の写し」や「健康保険証の写し」などの情報を専用の容器に入れて、決まった場所に保管しておくことが万一の救急時に備えるものだというように認識しております。保管場所は、どこの家庭にもございます冷蔵庫が利用されまして、冷蔵庫の前の面に「保管場所である表示」をすることとなっております。こうしたことによりまして、駆けつけた救急隊員等が迅速に情報を受け、医療等に結びつけられるものということをお聞きいただいております。

長野県内では、初めて松本市が平成23年度から配布を始めるようでございます。そんなことございまして、松本市の動向等を注視しながら、いろいろと情報を得ながら、本村におきましても前向きに検討してまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） ただいま答弁いただきまして、その内容をかなり理解されているようで大変心強く思った次第であります。本来、個々で作成してもいいようなものではありません。ただ、先ほど申されたとおり、同一規格の方がより外部からの支援者がわかりやすい、目につきやすい、その1点だけです。冷蔵庫に関しても村長のおっしゃるとおり、一番どのご家庭にもあるという点で、今までの先進地は冷蔵庫に保管されているようでありますが、冷蔵庫に限ることはないのですけれども、共通のステッカー等があれば一番迅速救助に役立つ、こんなものでありますので、なるべく早い段階での導入が望まれるわけですが、再度導入に向けた決意をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 先ほど申し上げましたとおり、もうちょっと、大体私どもは情

報を得ているのですけれども、松本市だとか消防局等もお聞きした中で、本当に先ほど言いました、前向きに検討していきたい。できれば、財政とも、財政といってもそんなに経費の係るあれではないものですから、なかなかいいご提案だということでございまして、または遅くとも9月の定例議会までには何とか対策ができるであろうかというように思っているところでございます。とりあえずこちらの担当者ともよく相談してからやっつけていかなければならないと思いますので、その点ご了承のほど、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

○10番（上条浩堂君） はい。

○議長（神通川清一君） それでは次に、上条浩堂議員、質問事項3「非常勤職員の育児休暇」について質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 質問3に移る前に、誤字訂正をお願いしたいと思っております。質問要旨の3行目の一番最後「施工」の「工」の字は「工業」の「工」になっておりますが、これを「行う」という字にお改めをお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問であります「非常勤職員の育児休暇」について質問させていただきます。

昨年6月にパートや派遣で働く民間の期間雇用者のために、改正育児介護休業法が施行されました。今年4月には公務員の改正育児休業法が施行される見通しになっております。ただ、強制力が期待薄の法案なので、各現場での運用次第だそうですが、我が村の方針をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員の3番目のご質問でございます「非常勤職員の育児休暇」についてのご質問にお答えしたいと思います。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律がこの4月1日から施行されます。改正の主な内容は、育児休業を取得することができないこととされていた非常勤職員のうち、一定の条件を満たす職員について育児休業の取得を可能とする改正になっておるわけでございます。

さて、今回の改正の主な内容でございますが、非常勤職員の任用方法でございますが、地方公務員法では3つの任用方法を定めておるわけでございます。今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、育児休業が取得可能となる任用対象の非常勤職員は、地方公務員法第17条の規定によりまして任用される非常勤職員であり、本村では現在のところ、この規定による非常勤職員の任用はされておられません。したがって、直ちに今回の法律改正内容を条例に反映させる必要はございませんが、任用のあり方を再検討し、社会保険制度の拡充内容を確認する中で、必要な条例改正について検討したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 条例上は村長の申されているとおりであると思います。ただ、ここでも男女共同参画社会のさらなる推進に関する事だと思われまますので、例えば非常勤職員の方々の中に解雇の不安があったりしまして子どもも産めない、こんなことも少子化の一因になるのではないかな、そんなことを思いますので、さらなる検討をお願いしたい次第でございます。

これをさらに進めまして、男性職員の方々につきましても、たとえ短期でもよろしいので、育児休暇等を逐次進めていただいたら、こんな提案をいたします。

答弁は結構ですが、最後に当たりまして昨年来の村長発言「前例にとらわれない柔軟な発想で対処、また、スピード感を持って村政運営に当たる」、この村長発言に大いに期待を込めまして私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（神通川清一君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 大池俊子君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位4番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「住宅リフォーム制度の創設を」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は3つの問題について質問したいと思います。

まず初めに、「住宅リフォーム制度の創設を」ということで、長野県内では大企業

を中心に大量の非正規雇用労働者の切り捨てが行われ、解雇失業者数は愛知、東京、静岡に次ぎ全国4番目です。

こうした中、かつては2.6倍と全国有数の水準だった有効求人倍率も今や0.62倍で就職難は深刻な問題です。地域にある中小企業や農業を支援してこそ安定した雇用と仕事がつくり出せます。

住宅への投資は内需の柱であり、地域経済への波及効果は「予算額の10倍を超える」と評価されています。住民も地元業者も地域経済も元気になります。全国で既に180を超える自治体が導入しています。

上田市では、昨年12月に20万円以上の増改築や修繕・模様替えなどの工事費の20%、10万円限度を補助する制度が創設されました。実施に当って、申請の簡素化や補助の速やかな決定、業者に公平に仕事が行き渡るような受注の配分調整、制度の周知徹底を図るように、「広報うえだ」の表紙全面に利用案内が掲載され、市民に全戸配布されたと言われています。

質問します。

住宅リフォーム制度の創設の考えはないでしょうか。

これで1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員より提出されております「住宅リフォーム制度の創設を」についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

長引く経済不況下のもとで、村内で建築業に携わっておられる方から「村のリフォーム補助により仕事ができる環境がつかれないものなのか」との要望も聞いております。議員が申されますように、雇用の創出、また、仕事の確保等地域経済への波及効果もあるものと思われまますので、住宅リフォーム助成制度につきましては、本当に前向きに検討していかなければならないというふうに思っております。即効果を生み出す地元景気対策の一環としまして、関係者との話し合いをこれから進めていかなければならないというように考えております。

ただ、先ほど柴橋議員からも少し出ましたけれども、耐震補強工事、これに対しまして、村としても60万円限度、2分の1を限度でそういう制度を創設しているわけがありますけれども、利用者がいないというようなことも、当然これはPR不足もある

かもしれませんが、そのような中で、そういうのも一緒に含めた中で今後、対策と同時に地元の、ここには山形村建設労働組合という皆さん方がございますので、畳だとか壁の塗り替えだとか張り替えだとかそれだとか、台所だとか浴室だとかという、そういうリフォームに関しては即効果が出るというように私は思っておりますし、また今、大池議員が申されたように、これによって相乗効果といいますか、材料を買う、それぞれの塗装なら塗装を買ったり、そういうので先ほど10倍というぐらいの相乗効果があるということを申されましたが、確かにそのとおりでございまして、何らかの活性化対策を進める中で、リフォーム制度というのは、私は素晴らしい制度であるというように思っております。

私ども研究いたしまして、早い段階に進めるようにお話をしましたり、山形村の建設労働組合の皆さん方、聞くところによりますと今、仲間同士で調整しているということをお聞きしておりますので、追々結果について、また要望書等も出されるのではないかとこのように思っておりますので、その節はまたいろいろ皆さん方にはご理解、ご協力を賜るケースも出るかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 先ほどの柴橋議員の質問の中にもいろいろ出されたのですが、村でも今、障害者に対する改良事業とか、それから耐震に関連したのとか、いろいろな補助制度があると思うのですが、やはりこの一番もとにそういうところもなかなか進まない。先ほど村長が言われたのですが、利用が進まないという根底には、やっぱりそのことだけをやってもお金がかかりすぎるとあると思うのですが、住宅リフォーム制度に対しては、どんな細かな補修というか、改修でも全部対象になるということで、やはり個々の家でも直そうと思ってもなかなか大きな改修はできないとか、建て替えはできないというのがずっとあって、やっぱりどんな小さなこともできるのだということが、今ずっと全国でも毎日のように新聞に載ってきているのですが、そういう点から見てもすごい経済効果というのはあると思いますので、今、村長が答弁されたように、前向きに早急に対策を立てて、いろいろな制度の中で調整をしながらやっていただきたいと思います。時期はどのくらい、すぐには難しいと思うのですが、調整しながらということで、どのくらいから始められるか。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 時期につきましては、先ほど言いましたように耐震補強の工事等の絡みもございますので、私どもしっかり検討した中で予算建てしていかなければならないと思いますし、今のところまだはっきり申し上げられませんが、話がとんとん拍子に進めば、それなりに早くできるのではないかというふうに思っております。

時期は申し上げることはできませんが、1つは村内の皆さん方、職業を持っている方でありますと、村外でなく村内の皆さん方にやってもらう、受けてもらうということが一番の条件でありますし、また、ほかのところと同じように、あちこち私ども調べさせてもらったのですが、20万円以上の改修工事、リフォーム工事の半額の10万円だとか、1万円ぐらいからというのは、そういうのは例がなく、やっぱり最低でも10万円以上のリフォーム、それからそれに対する10%だとか20%を見るというのが結構多いようでございまして、その辺のところももう少し私ども調べなければならぬ、調査しなければいけないこととございますので、できるだけ他町村の、既に長野県でも25市町村が始めたり進められているそうでございまして、全国では180以上の自治体が出て、大変相乗効果によって活気があふれているということも聞いておりますので、私どもその点もいろいろ研究しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

○1番（大池俊子君） いいです。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「保育園について」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2番目の質問をしたいと思っております。「保育園について」。

1つ目に、山形保育園の来年度入園希望者は、新規に57名で合計252名の予定、これは2月14日時点ですが。ゼロ歳から1歳児11名、2歳児23名の合計34名、途中入所も10数名とのこと。他のクラスは規定内であっても、未満児は満杯であります。収容して安全を保つだけという考えでなく、乳幼児の成長を考えれば、ほかにも場所を増やすなどは考えられないでしょうか。また、やまの子保育園の紹介なども含めて、緩和策などを考えていたらお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に、人口増加率は県下5番目と活気あふれた自立の村づくり、協働の村づくりが進められる中、村の将来を担う子どもたちにとって、保育園は最も重要な位置にあります。

村長の今年の施政方針の中でも、「平等に心身ともに健やかに育ち、また、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進していく必要があります」と述べられています。

新保育園は24年度より開園予定で、少し遅れるという報告もありますが、やまの子共同保育園も認可園として新たにスタートする準備が進められています。

やまの子共同保育園は、まだ村民には認知度が低いので、なかなか入りにくいというところがあります。

山形保育園定員は250人、やまの子共同保育園は60人ですが、公平に選択できるよう園児の募集はどのようにされるのでしょうか。

認可園となるやまの子共同保育園を住民の中へどのように知らせていかれるのか、お考えをお聞かせをお願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員の2つ目のご質問「保育園運営について」のご質問でございます。

まず、「山形保育園の来年度入園希望者は、未満児は満杯である。収容して安全を保つだけでなく、乳幼児の成長を考えれば、ほかにも場所を増やすなど考えはないか」についてのご質問にお答えしたいと思います。

24年度、園舎を新築移転する計画であり、あと1年ほどでありまして、今、増築するという計画はございません。考えておりません。現在も未満児さくら組の園児が多いわけですが、発達や体力差に合わせて2つのグループに分けて保育することによりまして、さまざまな面でスムーズに保育できているという報告を受けております。今後も保育士たちの知恵を結集いたしまして、現在のスペースを有効に活用し、子どもたちに心の通った不自由のない保育に努めてまいりたいというように考えております。

また、「やまの子共同保育園などを紹介したらいかがか」ということでございますが、兄弟、姉妹が在園しておりましたり、保護者の希望がありますので、これらに配

慮しまして紹介をしていきたいというように考えております。

次に、「山形保育園とやまの子共同保育園を公平に選択できるよう園児の募集はどのようにするか」についてお答えしたいと思います。

詳細につきましては、今のところ決定しておりませんが、やまの子共同保育園が認可園となれば、募集に当たりましては村が窓口になろうかというように思います。今後はやまの子共同保育園と何回もこれから回を重ねていかなければならないと思いますが、公平に選択できた形の中で、先進地、こういうケース、1つ私立の保育園、1つは公立の保育園というところが県下にもございますので、その先進地より情報収集をしたり、また、専門家によるアドバイザーといえますか、そういう方からご助言をいただいたりしながら、何がベストであるか、ベターではなくてベストであるかということをご後方向づけていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、「認可園となるやまの子共同保育園を住民の中にどのように知らせていくか」ということですが、私はかねてよりさまざまな機会をとらえまして、やまの子共同保育園の認可についてお伝えしておりますので、やまの子共同保育園については、住民の皆様方に認識されているものと受けとめておるところでございますが、先のご質問の24年度の臨時募集等につきましては、改めてやまの子共同保育園のご説明をいただいて今後の方針を出していきたいというように考えております。よろしく申し上げます。

先ほど申し上げる中で、どうも行政の情報がなかなか村民の皆様方に村民の隅々まで行き渡っていないというようにもとらえるご質問等ございましたけれども、たびたびそういう話はございますけれども、村といたしましては、役場といたしましては、あらゆる手段を通して情報公開をしておるわけでございますけれども、例えば行政懇談会へ行っても、どうしてこの人はこんなことを知らなかったのかなという、そういう疑問に思うときがございます。ですからまだ足りないのかな。これ以上まだまだやっつけていかなければいけないのかなということを痛感しているわけでございますけれども、このやまの子共同保育園につきましても、YCSでやまの子共同保育園の番組を制作したりニュースを伝えたりしておりますので、以前に比べればかなりやまの子共同保育園につきましても活動、育児方針等についても、ご理解いただいているというように私はそのように認識しているところでございます。

この機会に行政側だけではなく議員の皆さん方も、ぜひ、その面でも、私からのお願いでございますが、すべて行政のあれではなくて、議員の皆さん方もご説明してい

ただければありがたいなというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1つ目の質問の未満児の件ですが、この数年間でどんどん未満児の子どもたちが増えていると思います。保護者の労働状況も生活状況もだんだん厳しくなってくる中で、働かなければ、休んでいては次の仕事の保障がないような、そういう感じで産休が終わるとすぐに仕事につくという方も増えていると聞きますので、この件でここ数年間の間にどのような感じで増えているのか。

また、今回の募集が2月14日の時点で252名とありますが、現在最終的には大体何人ぐらいになる予定か。

また、ここ何年間の状況から見ても、途中でどんどん未満児が増えていっているのを聞いていますが、その点ではどのような傾向にあると考えているのか。

また、今現在で大体40人、毎年毎年増えてきていて、そこに携わっている方とか、また、保護者の方にお聞きしましても、本当に狭くて大変だ。見ていても大変だというのを聞いていますので、これでまた40人からまた途中で増えていくのを想定しても、あそこの部屋の中が区切られてやってきている中で、本当に保育状況としては大変な状況にあると思うのですが、その点を踏まえて、先ほど村長は「新築も目の前にあるので今スムーズにいっている」と言われたのですが、本当にそのように考えて、現場から見て十分であるかどうか考えているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。ここ数年間の状況から見て、どのように推移してきたかということと、途中の今後どのぐらい増えていって対応をどうするのかをお願いします。

2つ目の問題は、「やまの子」の周知なのですが、今、定員が280人を250人にし、「やまの子」へ60人と増やすわけですが、その話し合い、この前の途中をお話を聞いても、まだ募集によっては振り分けるというお話ししか聞いていないのですが、もう少しきちんとした計画を立てていったほうが良いと思うのですが、そういう点で、前も保育計画は立てていないと言ったのですが、そういうのも含めて今後しっかりした計画など立てていったほうが良いと思うのですが、その点はどうでしょうか。

それからまた、新しい保育園になるについての保育内容、中の充実という点で現場の保育士さんたちの間では、新しい保育園建設の中身の問題で、実際にどのようなこ

とでこれから充実させるために内容をさらに充実させて、子どもたちにとってもいい保育園になるように発展させるための会議などは、どのような計画でされていくのかをお願いします。

○議長（神通川清一君） 大池園長。

○保育園長（大池孝夫君） それでは、ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

「今の未満児の部屋はどのように考えているか」ということでありますし、また、「今までの推移」ということでありますが、ここに手持ちに資料がありませんので何人というわけにはいきませんが、全体的な流れの中でお話をさせていただきたいと思います。

確かに未満児につきましては、ここ2～3年、特にゼロ歳、保育園の場合は4月1日現在で年齢を決めておるものですからゼロ歳という形になりますが、ゼロ歳から1歳になった方々が途中入園というのが多くなってきているのは現状であります。今後、多分今年度についても同様な状況になるというふうに予想はされますが、こればかりは家庭の状況、または保育が必要なかどうかということもありますので、この辺についてはまだ流動的になるかと思いますが、そういうふうに予想はしております。

ただし、今の保育室の中で十分な保育ができていくかどうかということにつきましては、確かに子どもたちにとってはストレスがたまったりということも考えられないわけではありませんが、ただ、目の前に24年度開園の保育園ができるということでもありますので、今の村長が答弁させていただきましたように、今あるスペースを、いろいろなスペースがありますので、その辺をいかに有効に活用できるか、今後増えてきたときに活用できる方法を検討しながら、今もなってきた場合はどういうふうにするかという検討も加えておりますので、そのような検討を加えながら今後の対応については考えていきたいと思っております。

目の前にあることですので、今、知恵と工夫をしながら、子どもたちに不自由のない生活、また、ストレスのない生活に保育士同士が努めていかなければならないことかというふうに思っております。

次のやまの子共同保育園の定数の振り分けの問題でございますが、これにつきましては村長が申し上げましたとおり、今後何回もやまの子共同保育園と協議を重ねた中で、どのようにするかということについては、開園、認可になるまでに決定をし、必

要があれば計画も立てなければならぬのではないかと考えておりますが、先ほど村長が答弁したように、今後1年間かけてどういうふうにしていくかということについては、詳細について検討していくということになるかと思っております。

それから24年度に新しく保育園ができたときに、どのように保育士たちが絡み、どのように保育をしていくかということでございますが、今回の新しい保育園のコンセプトとしましては、明るくてゆとりのある温もりのある部屋をとということで今回計画をさせていただいております。

それから子どもたちが遊び、体を鍛え、また、学習につながる。私は常々言っていますが、やっぱり人間というのは心身ともに健康であることが一番大切かと思っておりますので、心身、体を鍛え、また、心も健全に育むような、そんな保育にしていくために、保育士たちは考えております。いろいろな研修会等も参加させていただいて、特に来年度は山形村で中信地区の保育研究大会を開くことになっておりまして、当地区が当番ということで、その中で山形保育園を会場として研究保育もしていくということで、今そのことも踏まえながら来年度に向けての検討をさせていただいておりますので、新しい保育園ができたときに施設を有効的に活用し、また、今まで以上の保育士たちの研鑽をしながら保育に取り組んでいく。

保育というのは、一番大切なのは子どもたちと遊び、そして心を通い合わせる、保育士と子どもたちの心を通い合わせる事が大切だというふうに考えておりますので、そのようなことにつながるよう、これからも研鑽してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 3回目の質問をします。先ほど今後も途中で増えていく予定だと言われたのですが、この前も言われたのですが、今の未満児室だけではキュウキュウ、それに対して保育士も何人かつくのでかなり窮屈であると思っておりますので、前回も説明会のとき言われたのですが、下の畳の部屋とか空いている部屋も有効利用できるような形で、ぜひ検討してというか、対策を考えていってほしいと思っております。

「やまの子」の周知の件ですが、今、未就園児のいものこ学級とかいろいろな学級があるのですが、そういう中でもほとんどの親御さん、兄弟関係で上の子がほとんど山形保育園へ行っている人が多いので、何となく自動的に山形保育園しかわからない

という人も何人かいるということをお母さんたちの中から出てきました。ぜひ、先ほど村長も言われたのですが、いろいろな機会に周知して、せっかく2つの園があるので、いい保育状況になるように考えていってほしいと思います。

これで3回目でもいいです。

○議長（神通川清一君） 答弁はいいですね。

○1番（大池俊子君） 先ほどの増室の件だけ。

○議長（神通川清一君） 大池保育園長。

○保育園長（大池孝夫君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

先ほどから申し上げておりますが、今ある施設というのは保育園全体のことでございまして、今、下にあります視聴覚室とか、そういうところも含めて全体を考えていきたいというふうに思っています。ただ、保育室として使うには、トイレとか水道とかいろいろな問題がありますので、そこら辺も含めて検討ということになるかと思えます。

特に今、感染症が、インフルエンザとか、今、山形保育園でおたふく風邪がはやっておりますが、そういう感染症が出た場合については、手洗い、うがい、こういうものが効果的だということがございますので、そういう施設がないところで保育をするというのは逆効果も生まれてきますので、そういうことについても検討しながら考えていきたいというふうに思っています。

それから「やまの子」の周知につきましては、山形保育園ともどもに周知徹底を図ってまいりたいと思っておりますが、やはりそれぞれのところで自分たちで努力しながら保育園の広報といいますか、PRといいますか、選ばれる時代の、今度は2つがあれば選ぶという保育園になるかと思えます。これは親御さんがどういう保育をして、どういうところに自分たちが入れたいかという、そういう選ぶということにも関係してきますので、そこら辺も山形保育園がどういう保育園なのか、やまの子共同保育園がどういう保育園なのかというものをあわせてながら周知をしていなければいけないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 「やまの子」の周知について1点申し上げたいと思います。

多分山形村の住民の皆さんは、やまの子保育園そのものにつきましては、存在につきましてご理解いただいていると思うのですが、正直言いましてどういう形での保育園

かということでご認識いただいている住民の皆さんは、まだまだ不足しているような気がいたします。無認可保育園とはどういうものか、それが認可保育園になってどうなるかということ、少なくともやっぱり山形村の保育行政を担ってもらう一環として私ども位置づけておりますので、そういう立場では村の住民の皆さんに広く周知、そしてご理解いただくことが大事だと思っております。

したがいまして、今まで村長、そして課長が申し上げたとおり、広報活動、あるいは懇談会等々を通じながら、そこら辺の周知をさせていただく努力をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、次に、質問事項3「子育て支援検討委員会第2次答申を受けて」を質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、3番目の質問をしたいと思います。「子育て支援検討委員会第2次答申を受けて」ということで。

1つ目に、「ふれあい児童館の運営について」。これは1つ目の山形村放課後児童健全育成事業は当面山形村ふれあいの館で実施し、山形村ふれあい児童館との利用区分を明確にし、住民への周知を図られたいということと、山形村ふれあいの館は、全館児童福祉専用施設として利用することを検討されたいというを踏まえてします。

トレセン内の公民館図書室が山形村図書館に生まれ変わります。そのため、今までの放課後児童分室として使われていた「やすらぎの部屋」まで図書館が拡張されるため、児童館はふれあいの館のみとなります。

学校登校日は、児童館として10時から5時まで、放課後児童クラブの利用として17時から18時45分となります。利用法が変わることで、預ける親にしてみれば不安がいっぱいです。不十分な説明では、子どもを安心して預けることができません。

質問ですが、運営方法が変わることの説明会は開かれましたか。開かれていれば、出された意見はどうだったでしょうか。

2つ目に、子育て支援センターについて、答申の3番目、4番目ですが、子育て支援センター設計及び運営方法について住民意見が十分反映されるように配慮願いたい。

4番目の住民主導の子育て事業について、より充実した活動ができるよう、共同事業として村からのより一層の支援をお願いしたいということですが。

面積400平米のセンターの内容の充実、共同事業として子育ての拠点として発展させるために、住民の意見を反映させるためにどのように考えているのか、方針、計画などありましたらお願いします。

子育て真っ最中のファミリーサポートも4年に入りました。実績をつくり定着して充実させるために、日々努力しています。このお母さんたちを中心に、また、より広く村民の、住民の意見を聞く計画はあるのかどうでしょうか。

3番目に、子育て支援を大きな柱とするための計画はどのように考えているのでしょうか。前からも子育ての一本化というのが出ていますが、どうでしょうか。

これで1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） 大池議員に申し上げます。①番の「●」の2番目、障害者の「しゃぼん玉塾」はどうなるのか質問されましたか。

○1番（大池俊子君） 済みません、落としてしまいました。1番目の2つ目の2番目の質問で、障害者の「しゃぼん玉塾」はどうなってしまうのでしょうか。

以上です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員の3番目のご質問に対してお答えしたいと思えます。

それでは、「子育て支援検討委員会第2次答申を受けて」についてお答えしたいと思えます。

最初のご質問の「ふれあい児童館の運営についての運営方法が変わることの説明は開かれたのか、開かれていれば出された意見はどうなったのか」についてをお答えしたいと思えます。

まず、説明会の開催状況でございますが、2回開いております。1回目は、1月28日の小学校来入児保護者説明会の折に、2回目は、2月10日の夜、ふれあい児童館で放課後児童クラブ登録希望者を対象に開催しております。

出された意見は、運営内容の確認が多く、一般利用と放課後児童クラブの違い、それだとか、一般利用の児童館への対応などでございました。

次に、『障害児の「しゃぼん玉」はどうなるか』というご質問でございますが、お答えしたいと思えます。

第2次答申の中では、ふれあいの館は全館児童福祉専用施設として利用することを検討されたいとの事項が出されております。ふれあいの館利用につきましては、奥の部分で村単独の障害者共同作業所である「しゃぼん玉塾」が平成16年度から利用しており、現在は女性の皆さんのボランティア7人によりまして日々活動していただいております。

「しゃぼん玉塾」の活動は、住民の皆様方も広く認知される存在でありまして、「しゃぼん玉塾」を支えているボランティアの皆さんの日ごろのご尽力に対しまして、多くの村民の方々に感謝をいただいているところでございます。

検討委員会の答申事項につきましては、単に「しゃぼん玉塾」に限ったことではなく、村全体の障害者福祉の面から検討が必要ではないかというように考えております。

2番目のご質問でございます「子育て支援センターを発展させるために、住民の意見を反映させるためにどのように考えているか。ファミリーサポートのお母さんたちに広く住民の意見を聞く計画はあるのか」とのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

今までの定例会の一般質問でお答えしましたように、第1次答申につきましては、庁内の委員会におきまして検討を重ねているところであり、現在は公表できる段階までになっておりませんので、そのときといたしますか、できるだけ早い段階で報告をしましてご協議いただくことになると思います。また、子育て支援検討委員会の委員の皆さんの任期はまだございますので、今後ともご協力をいただきたいと考えております。

「子育て支援センター（仮称）」でございますが、「子育て支援センター」につきましては、村民の皆さん方よりいろいろのご意見が、直接要望が私どものところへ入ってきております。そんな中で議論をもう少ししっかりと議論を尽くさなければ建設に進めないというのが現状でございます。確かにつくってからあれを入れる、これを入れるではなくて、つくる前から何と何とどういうものをあの施設の中で、活動の拠点としての目的を達成するために、つくる前にもう一度しっかり検討、また、いろいろ専門的な皆さん方のご意見も聞いた中で、もちろん議員の皆さん方には当然でございますが、ご意見を聞いて進めてまいりたいというように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 済みません、もう1つ忘れてしまいました。申しわけないです。

3番目の「子育て支援の計画をどのように考えているか」というご質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、村では、総合計画に子育て支援をうたうとともに、子育て支援計画といたしまして「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定いたしまして、子育ての支援を推進しているところでございます。ご存じと思いますが、「次世代育成支援対策推進行動計画」は、平成26年度までの時限立法となっておりますので、その後の計画策定を考えていく必要があるというように思っております。また、国におきましても、平成25年度施行を目標に「子ども・子育て新システム」の導入を考えているという情報を得ております。この新システムへの対応も考えていく必要があるというように考えているところでございます。

ご存じのとおり第4次山形村総合基本計画の中の施策大綱の第4節に「ともに伸びゆく学び村」とあります。そして子どもたちが心豊かに育つよう、学校と地域と教育環境を充実させるとともに、住民一人ひとりが生涯を通じて活発に学習でき、自己実現の機会を享受できる学びの村を目指していきましようということが載っております。

基本施策として、保育行政では「子育て環境の整備」、それから「家庭の育成環境の整備」、それから「保育内容の充実」「保育施設の整備」という4つの大きな項目が載っております。これに基づきまして子育て支援の計画を進めてまいりたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 2回目の質問をしたいと思います。

初めに、ふれあいの館の児童館のことですが、今までに2回開かれた、新入の保護者の方、ふれあい児童館の利用者の方に2回と言われたのですが、運営方法が変わるということは、小学校の子どもたち全体にとってもかなり周知させないと非常に混乱をしてしまう状態になるのではないかと思います。

私も利用者の方に何人かお聞きしました。その中でやっぱり不安は、今、小学校でも帰りのときに、自宅へ帰るコースと児童館へ行くコースということで、先生たちがそれをちゃんと確認して送り出しています。それが今度、児童館は5時までは全員が対象になりますので、ゼロ歳から15と言いましたか、その把握が先生たちができない段階でできない。そうすると本当に放課後児童クラブの利用、お金を出しても見て

もらいたいという人たちにとっては非常に不安が残ってきています。

そういう点から見ても、2回説明会をやられたと言ったのですが、小学校の全児童を対象にというか、小学校の方からもきちんと説明をしてもらう機会をつくったり、やっぱりもうちょっと今利用している方だけでなく、全児童を対象に説明会が必要ではないかということを感じていますが、どうでしょうか。

児童センターについては、私も波田とか何カ所かをお聞きして行ったり聞いたりしてきました。その中で一番心配なのは、何かあったときにどういうふうにするのかというのが問題になってくると思うのですが、朝日村は保険対象が、今、児童館は児童館の中の保険が適用されていると思うのですが、朝日村は全地域、全村対象でいろいろ起きたけがとかいろいろなことに対しては保険が効くというふうになっています。山形のこれから全児童が行く機会があるのに、保険の問題はどうするかとかあると思うのですが、その点ではどうでしょうか。

波田の方も聞いた中では、児童館の事業というのは、やっぱり一旦家へ鞆を置いてこなければいけないというのが基本になっていると思うのですが、そういう点では遠くの子はほとんど不可能になってくるのではないかなと思うのですが、波田も初めは、そこら辺は児童館事業として割に町として緩くなっていたのが、合併によって非常に規制が来て、結局今は放課後児童クラブしか利用できていない状態で非常に寂しいということをおっしゃっていましたが、いろいろなことを考えても、制度が変わることなどでかなり煮詰めて徹底していかないと、非常に混乱というか、保護者にとっても学校にとっても、また、やる側にとっても不安は残ってくると思うのですが、既に4月からスタートになると思うのですが、その徹底はこれから残された期間どのようにされていくのかお聞きしたいと思います。

「しゃぼん玉」のところは、今後4月からスタートする児童館事業の中で障害者のしゃぼん玉センターが今既にやられているのですが、今後全体で考えるとされたのですが、じゃあ、当面どうするのかをお聞きしたいと思います。

子育て支援センターについては、前にシンポジウムという話もあったのですが、やっぱり私たち議員も広く住民から聞いておかなければいけないと思うのですが、中でも今までちょっと欠けていたなというのが感じられたのは、障害者のお母さんたちに会う機会があって、その中でやっぱり子育てに対する不安とか要望などかなり持っています。そういう人たちも含めて、ファミサポだけでなく、いろいろな団体のかかわる人たちから声を聞く機会をぜひ持っていただきたいと思いますが、どうでしょう

か。シンポジウムも含めてなのですが、どのように考えておられるでしょうか。

さっきの3番目の次世代育成行動計画の中では、大まかに言われているのですが、前からもいろいろな部署でやられている子育て支援をどのような大きな柱にしていくかというのでは、統一したいろいろなところで、子ども支援課とか、いろいろなのが設置されているのですが、その点ではどのように考えているのかをお聞かせお願いします。

○議長（神通川清一君） 平沢保健福祉課長。

○保健福祉課長（平沢隆一君） 幾つかありましたので、もし落ちがありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まず、小学校からの帰りについての課題でございますが、今、小学校は集団下校しているように聞いております。その中で、放課後児童クラブへ来る児童、それと家へ帰る児童、それぞれ振り分けて集団下校しているようであります。それを今後5時までの一般利用の児童をどういうふうに取り扱うといたしますか、面倒見るかということなのですが、これにつきましては児童館の方で現在、小学校の方と調整を進めているところであります。

それから児童全体、保護者全体への説明ということでございますが、先ほど申しましたように、1月28日に小学校来入見、2月10日に放課後児童クラブ利用者の皆さん、それとさらに今月中、3月の中旬を目途に新5年生・6年生への利用内容等の通知を小学校を通して配布をするように予定をしております。また、新1年生から4年計までは、既に全家庭に通知済みとなっております。

保険の関係でございますが、私どもの調べた中では、児童館の中だけの一般利用の場合は保険適用ということがございますが、今、朝日村の例が出ましたので、朝日村の保険についても調査をしてみたいと考えております。

それから「しゃぼん玉塾」の関係でございますが、今、「しゃぼん玉」だけではなくて、山形の中にはほかにもいろいろな障害児者の団体がございます。やはりその団体の人たちまで巻き込んだ中での村としての共同作業所のあり方、あるいはいろいろな障害者福祉のあり方を検討した中でないと、やはり安易に「しゃぼん玉塾」を今の場所から次のほかの場所へ移すということは難しい面があると思います。そんな中で、「しゃぼん玉塾」の取り扱いにつきましては、村の障害者福祉全体の検討の中で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それからファミリーサポート以外の方、特に障害者の関係等の団体の保護者からも

意見聴取をとということでございますので、これにつきましては今後の検討を進めていく中で当然ご意見を聞く機会が出てくると思います。その折に、さまざまな皆さんのご意見をいただくような方向で考えていくことになるかと思えます。

子ども・子育て支援に特化した課の設置をというようなお話でございましたけれども、これにつきましては今、庁内の委員会の中でも、庁内組織の見直し等を含めて今、検討がされているところでございますので、その結果は先ほど村長が申しましたように、随時報告できる段階になりましたら、ご報告、協議をお願いしていくような形になるかと思えます。

以上ですが、落ちはありますか。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 3回目として、ふれあい児童館の運営方法が変わるということは、今までのやり方とガラッと変わってくるということで、やっぱり子どもたちも保護者も安心して、そこで保護者も安心して預けられるように、子どもたちも児童館事業、児童クラブの事業、2つが本当にスムーズに行かれるように、やっぱり関係者の中でも十分に話し合いをしていただきたいし、学校の方でも十分に徹底していただきたい。それから全体が本当にあまり事故がないような形で安心してそこにいられる、そういう場所になるように、ぜひ、みんなでつくるように考えていってほしいと思います。

子育て支援センターについても、やっぱり子育て支援の村の拠点としていろいろな方向から、建設スタートまで時間がありますので、シンポジウムなども含めていろいろな方向で意見集約ができて、より充実させられるようなセンターにつくり上げていくということを希望しまして終わりにします。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですね。

○1番（大池俊子君） いいです。

○議長（神通川清一君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。1時まで休憩とします。休憩。

（午前11時50分）

○議長（神通川清一君） ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 上 條 光 明 君

○議長（神通川清一君） 質問順位5番、上條光明議員の質問を行います。

上條光明議員、質問事項1「国民健康保険税について」質問してください。

(5番 上條光明君 登壇)

○5番（上條光明君） 議席番号5番、上條光明です。今日は、大きく分けて3つの事項について村長にお伺いをします。

それでは、質問に入ります。

まず最初の質問事項は、「国民健康保険税について」お伺いいたします。

医療費が増加傾向にあるためか、国保税率引き上げをする自治体の新聞記事が目につきます。山形村では、平成18年度引き上げ後は平成22年度まで税率を据え置いています。

山形村の国民健康保険税の賦課方式は、従来から4方式を採用しています。これは所得割・資産割・均等割・平等割により課税額を決める方法です。そして低所得者の負担軽減のため、所得が一定額以下の加入者に対しては、軽減割合を7・5・2割の3段階を採用しています。

山形村は従来から特定健診等の充実により、数年前のデータでは県下でも医療費の少ない自治体として上位に位置していました。しかしながら、これも数年前のデータですが、国保税は県下で高額の上位にいつもいました。

そこで、ご質問いたします。

1つ目として、医療費が伸びてきた中、税率を据え置きできたのはなぜですか。平成23年度以降の見通しはどうですか。

2つ目として、松本市では3方式を採用していると聞きますが、4方式と3方式の大きな相違点はどこですか。また、他の方式はあるのでしょうか。山形村では現在採用している4方式の見直し検討をしたことがありますか。

3つ目ですが、低所得者の負担軽減7・5・2割の内容はどのようになっていますか。例えば軽減されるのは算定方式の4つすべて対象になるのかとか、3段階の軽減となる基準はどうなっているのか等々簡潔にお願いいたします。

4つ目は、県下における山形村の医療費及び国保税の水準はどんなところに位置し

ておりますか。現在でも医療費は少ないほう、国保税は高いほうだとしたら、その理由はどうしてですか。

以上4つご答弁願います。第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條議員より出されておりますご質問に対して答弁申し上げたいと思います。

最初の「国民健康保険税について」のご質問でございまして、「医療費が伸びてきた中、税率を据え置きできたのはなぜか。平成23年度以降の見通しは」とのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

現在の税率でございますが、平成18年度に改正されたわけでございます。当時は、被保険者の高齢化、慢性疾患の増加、高度な医療技術により医療費や老人保健医療費拠出金が年々増加してきたのが要因でございました。

その後、平成20年度から医療保険制度改革によりまして、老人保健から後期高齢者医療制度に変わり、後期高齢者や前期高齢者を多く抱える保険者等に対する支援によりまして、現在の税率で財政運営ができてまいってきたところでございます。

また、平成23年度以降につきましては、医療費の推移や国保税の本算定の税収を見ながら判断してまいりたいと思います。

2番目の「4方式と3方式の大きな相違は。賦課方式の見直しの検討をしたことがあるのか」とのご質問にお答えしたいと思います。

4方式と3方式の大きな相違でございますが、上條議員の申されるように、国保税賦課方式の4方式は、先ほど申されましたが、所得割・資産割・均等割・平等割であります。3方式とは、4方式から資産割が除かれた所得割・均等割・平等割でございます。

また、賦課方式につきましては、見直しの検討をした経過があります。4方式から3方式にした場合、資産割が除かれることとなります。資産割の税収分を確保するには、ほかの所得税割や均等割などの税率を上げなければなりません。試算によれば、低所得者・中間所得者階級の負担増となる結果でした。

国保税の賦課方式では、長い保険運営の歴史の中で、所得の低い加入者の保険税負担を考慮しながら安定した運営をするために、現在の4方式が適していると考えてお

ります。

ちなみに、長野県下では3方式を採用しておりますのは3市村のみでございまして、ほかの74市町村が4方式を採用しているという報告を受けております。

次に、3番目の「低所得者の負担軽減の内容は」というご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

軽減制度は、前年中の所得が低かった世帯を対象に、均等割と平等割の一部を減額するものであります。なお、納税通知書の課税明細書に軽減額が記載されております。

また、軽減の判定基準につきましては、世帯単位を基準としますので、家族構成によりいろいろなケースがありますので、一言では申し上げることは難しいことですが、簡潔に申し上げますと、判定の基礎は前年所得額によります。その所得額が住民税の基礎控除に相当する額33万円を超えない場合は7割軽減。また、5割軽減は、基礎控除に相当する額33万円に被保険者1人当たり24万5,000円を加算した金額を超えない場合。そして2割軽減は、基礎控除に相当する額33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額を超えない場合にそれぞれ軽減されることとなっております。

次に、4番目の「山形村の医療費及び国保税の水準は」ということと「医療費は少ないほうで国保税が高いほうだとしたら、その理由は」というご質問でございしますが、お答え申し上げたいと思います。

平成21年度の1人当たりの医療費は24万998円、長野県下では下位から14番目でございます。保険税の1世帯当たりの調定額は22万5,002円、長野県下の上位から3番目という状況であります。

医療費につきましては、年々増加をしており、順位も上がってきております。

国保税につきましては、国保制度の仕組みが複雑で簡潔明瞭なお答えはできませんが、1つには、1世帯当たりの調定額の高い市町村を見ますと、加入者の所得水準が高いのが要因ではないかと思われま。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 2回目の質問に入る前に、村長の施政方針でも触れていますが、いつまでも健康であり続けるために、健康づくりや生きがいが重要です。村民の健康づくり推進のため、村よりの補助のある集団健診や健康スクリーニング、

人間ドック等の受診により早期発見・早期治療が大切だと考えます。

それでは、2回目の質問に入ります。

細かいので何件もあるので、ゆっくりと質問しますので、お願いします。

今1番の方で「税率を据え置いたのは」というようなことと「見通し」ということで、私も今5年目の議員なのですが、18年度に税率を上げたときにちょうどいまして、そのいきさつのはある程度、さっき村長の方からお話があったとおりでいまして、あまりここでそのときのことをお話することはないので、あのときに28%上げたというようにいきさつで、多分結果的にはそれが、そのときにはいろいろ議論あったのですが、値上げしたのが今よかったのかなというように感じは私にとらえております。その辺の見解がもしありましたら。

それと「23年以降の見通しは」ということは、これから判断していくということで、22年度はこの間補正もあったのですが、数字を見ると多分少し余裕があるのかなというように数字だったと思います。23年以降のことはまだまだこれからのことですので、その辺もし何かあれば。

あと4方式と3方式の関係で、当村は4方式をやっているわけですが、県下では3つの市のみだということで、ほとんどのところは4方式をやっているということで、さっき見直しを検討したりも、最近、数年前、したということもあって、これが山形村には合っているのだというように答弁だと思しますので、これは検討したということですので、あれかなと思います。

ちょっと質問ですが、今、国保の状況の直近、直近といえは21年度になるのでしょうか。全体像をちょっと教えていただければと思います。国保の大体収支というのは年々もちろん上がっていますが、大体8億円前後、23年度はちょっとそれより多かったかもしれませんが、7億5,000万円から8億円くらいではないかなと思うのですが、何世帯くらい今、加入者がいて、税金、国保税、村民からいただく税金は総額7億5,000万円から8億円の中のどのくらいかなというのが1つ。

それと先ほど3方式と4方式の違いというところで、山形は4方式を採用しているわけなのですが、資産税割というのが山形はあるわけなのですが、資産税割の税金の額、どのくらいか。もし、おわかりでしたら。4方式の国保のが。全部ほかのは言っただけ必要ありませんが、資産税の税金です。

それと、ちょっとこれは答えられたらいいのですが、資産税の負担をしない方が、そういう聞き方がもし失礼だとしたら、資産割をしている方の数字でもいいですが。

全体の何世帯のうち、資産税の税金を払っている人が何%くらいいて、そっちの方でもいいです、逆が払っていないということになりますので。

それと3番目の低所得者の負担軽減の関係ですが、先ほどの説明だと均等割、平等割に該当するということだったと思いますが、これは所得割、資産割は対象外ということだと思うのですが、これは全国统一というか、法律で決まっているかどうか。山形だけが独自にやっているのかどうか、これをお願いします。

それと軽減を7割・5割・2割という、先ほど複雑な33万円以下の云々とか、プラス何がしとかありましたけれども、細かいことは。非常に国保税は難しいところで、私もすべて理解しているわけではありませんので、7割・5割・2割の軽減をしている世帯というのは、全体の国保税へ加入している世帯の何%でもいいですし、何戸でもいいですが。

それと当然軽減したお金は、国か県からかたしか負担していただいていると思うのですが、県か国から軽減したお金はどのくらい負担していただけるのかどうか。ですから山形で軽減した方のものについては、きっと山形で一部負担し、国・県から一部お金が来るといようなことだと理解していますが、その辺のところ。

それとこれは無理無難なことかもしれないのですけれども、この負担軽減の考え方というのが、法律で決まっているものかもしれないので、山形村だけでどうすることできないのかもしれませんが。

最近ちょっと私が考えるのに、山形の場合は資産割のことを税金にやっているわけですね。そうすると、うんと極端な例なのですが、農業という面倒かもしれませんが、農業をやっている今、例えば80とか85ぐらいで農業もできなくなって、自宅の敷地も山形のことですから200坪、300坪の宅地がある。住宅もそれなりの住宅がある。今は、子どもは遠くへ行って同居していない。年はともかくとして、80過ぎて農業もできない。国民年金をお2人でいただいているような方について、軽減措置というのはあるのですか。多分ないと思うのですけれども、そういうことは何か所得だけで今、軽減措置をやっていると思うのですが。

単純に考えると昔のように田んぼや畑や山やなどがたくさんあれば、当然それから小作だとかそういうことで収入を得る可能性は、本人はお年を召して家にずっといても、それなりの収入がせんぜなどはあったのではないかなと思うのですが、少なくとも最近国民年金の目いっぱいもらっている方でも今、お1人75万円くらいですか。そういう人たちが不動産をたくさん持っていて、固定資産税を払うというのはちょっと

と仕方ないのかなと思うのですが、それが国民健康保険まで影響しているわけです。それはそれでいいとして、そういう人たちを何とか軽減するような措置ということは可能なかどうか。

それと4番目ですが、県下における山形村の医療費及び国保税の水準ということで、21年度の実績だと医療費の方は、14番目ということは、下からということは少ないほうから14番目ということでももちろんいいのですよね。税金は3番目ということで、これは医療費は多分1人平均ということだと思うのですが、税金の方はもしかしたら世帯でとらえているかもしれませんが、この税金も1人に直してもそんなには順位が変わらないのかどうか。家族が山形村が多いとか少ないということの影響で、もしかしたら税金に直せば少なくなるのかどうか、その辺のところ。

あと理由というところです。ちょっと今、村長の説明だと、国保税はなかなか複雑で一口で言えないというようなお話がありましたけれども、数年前に私たち議員で少し勉強したいきさつでいきますと、やっぱり国保税が高いところというのは朝日村とか当時波田町、川上村というような、どちらかというとな農家の人というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう裕福なところか、農家の人たちが裕福なそういう市町村のところが高いというような傾向にはあるということなのですが、村の国民健康保険へ加入している人たちも、いつも私も聞かれるのですが、明確な答えができないのです。ただ、そういう一般的なことで山形は裕福だから高いのだという。医療費は少ないほうで国民健康保険税は高いほうだというと、一般的に考えて収支が、皆さんから集めたのはたくさんもらって払うのは少ない。毎年山形村は黒字が出て、その黒字をどこかへ拠出しているのかというような、極端なことを言えばそういう論理になりますよね。そんなこと絶対ないわけですが。

私、いろいろ考えて、私の思っているのは違うかもしれないですが、1つ例を出していただきたいのは、山形村に住んでいる国保へ加入している人の、例えばですが所得が200万円ぐらいでも300万円でもいいですが、200万円ぐらいでご夫婦と子どもさんが住んで4人暮らしぐらいな人と、例えば近村に住んでいるご夫婦と子どもさんお2人の200万円の所得の人と比べた場合に、全部の町や市を比べることはできないと思うのですが、単純に言えば国保税の平均は高い。医療費は少ない。

ただ、聞いているのは、山形村に住んでいるAさんが例えば200万円の所得で4人家族だ。Aさんがどこかというとまた面倒ですのであれですが、この近くのどちらかの市なり町、村なりにいて、200万円の所得で4人でいた場合、その人が山形村に住ん

でいる人が国保税が高いかどうか。それも高いということになると、山形村はすべて高いと多分論理になってしまうと思うのですが、あくまでも平均値ということなものですから、もしかすれば山形村の国保へ加入している人が他市町村の加入している人たちよりも、もしかしたら裕福なために平均値が上がっているのかなというようなことは考えられるのですが、その辺のところだけちょっと簡潔にお願いできますか、いろいろあってあれですが。

以上、お願いします。

○議長（神通川清一君） 笹野住民税務課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） それでは、順を追ってお答えをいたします。

1つ目の据え置き、あるいは見通しの関係でありますけれども、先ほど村長が答弁申し上げましたとおりの理由で18年、値上げをいたしました。そのときはご存じの広報等でお知らせしてありますけれども、その当時は本当に支払準備基金も底を尽きまして1万5,000円という金額でした。そんなことで先を見越しての税率アップということで、基金というものもようやく平成20年度に5,000万円ほど積立ができました。

山形規模の保険者では、大体保険給付費の3年間の平均の25%と言われておりますので、約1億2,000万円ほどが必要だというふうに厚労省の方の指導がありますけれども、半分以下というような状況であります。

23年度以降につきましては、先ほど答弁いたしましたように、課税の状況が非常にこういう状況で不透明でありますので、医療費の推移を見ながら検討していかなければ、ここでは何とも言えませんので、よろしくお願いたします。

それから4方式、3方式の関係の中で国保の全体像でありますけれども、平成21年度の山形村国保会計の決算が8億3,200万円ほどあります。そのうちの国保税というものが2億7,100万円ほどございます。約33%国保税で賄っております。

そのうち資産割の関係でありますけれども、これは最新の情報がいいかと思いましたが平成22年度の本算定の数字でありますけれども、資産割を課税している世帯は全体で67%であります。その残りは資産割課税はないということ。

3番目の均等割、平等割でありますけれども、これは地方税法という法律がありまして、この2つしか減額はできないふうに定められておりますので、よろしくお願いたします。これは全国統一であります。村で条例で定めておりますので、よろしくお願いたします。

それから7割・5割・2割軽減でありますけれども、軽減の世帯の全体像でありますけれども、平成22年度の本算定の数字で答弁させていただきますけれども、全体課税世帯に当たります37%が7割・5割に該当しております。その額につきましては、おおむね1,600万円になります。軽減額が1,600万円。

不足した分は、軽減すると減ってしまいますので、そうすると収入が減になりますので、これは国と県、村で双方で、大体おおむね国と県で合わせて4分の3、残り4分の1が村の一般会計で補てんされますので、国保会計はそれだけ課税しても入ってくるという、そういう状況になっております。

お年寄りで国民年金だけの保険料で資産税を持っている方の軽減の関係でありますけれども、資産割というのは、それぞれ国保特有のものでありまして、所得割の補てんといいますか、補うものということで設けられたものでありまして、どうしても資産を持っている世帯は、持っていない世帯より税の負担能力があるというふうに解釈されますので、どうしても資産割はかかってしまいますので、こういう方だけには軽減という措置はございません。

それから県下の国保税の推移でありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、山形村は上位の方に占めております。先ほど議員さん言われたように、やはり町村名を挙げていただきましたけれども、多分私もそうだと思います。農業所得とか平均の所得水準が高いというようなことで、平均ではどうしてもならしてしまいますので上がってしまいます。ということで1人当たりになりますと、やはり上位を占めて1人当たり10万9,700円ほどになります。先ほど1世帯当たりで答弁させていただきましたけれども、これも上位の方に占めております。

それから同じ世帯構成で山形とほかの町村を比べたらどうかということですが、3方式、4方式のときに試算をしてみたのですが、それから以降、だんだん他町村では新聞のとおり国保税が上がっているところがあります。山形はずっと据え置いておりますけれども、そこまで加算してありませんけれども、その当時を再度試算をしてみましたけれども、全体的に見ますと山形村は、均等割、平等割は他町村に比べて低いほうです。ですから低い所得者の方に対しては、他町村より比べてもらいますと低くなります。

というのは、先ほど7割・5割・2割のときに申しましたけれども、所得33万円以下の方は7割減免になりますので、所得割なし、資産割ないということになりますと均等割と平等割だけになりますので、そうしますと額だけになりますので、その額だ

け比べてみますと均等割、平等割は、周辺市村より山形村の設定は低く設定されておりますので、多分低所得者の方については、比べてみますと他町村よりかも低い額になります。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

○5番（上條光明君） いいです。

○議長（神通川清一君） 次に、質問事項2「地デジ未対応世帯への対策について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） それでは、第2の質問に入ります。「地デジ未対応世帯への対応」をお伺いします。

新聞記事によると、「今年の7月24日の地上デジタル放送への移行を前に、高齢者の戸惑いが広がっている。総務省は対応していない世帯への対応に躍起。そして同記事では、現行のアナログテレビのままでも地デジ用の簡易チューナーをつければ視聴できるとし、総務省は高齢者世帯などを念頭に市町村民税の非課税世帯を対象に簡易チューナーを無償配布を始めた」と報道しています。

そこで質問します。

1つ目として、役場への相談はありますか。

2つ目として、現在の村の対策は。特に高齢者に対する対策はどうしていますか。

3つ目として、テレビ松本への対応は。また、村との連携はどうなっていますか。

4つ目として、テレビ松本へ加入している家庭が簡易チューナーで対応できますか。

以上4つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條議員の2つ目のご質問「地上デジタルテレビの未対応世帯への対応について」お答えしたいと思います。

まず、「役場への相談はありますか」のご質問にお答えしたいと思います。

現在、1日4～5件の問い合わせが総務課情報係に寄せられております。相談者は

ほとんどがテレビ松本の加入者で、相談内容は地上デジタル放送対応テレビの買いかえの方法や、加入しているプランの変更に関するものでございます。低所得者の簡易チューナー無償配布についての問い合わせは、今のところございません。

次に、「村の対策は。特に高齢者について」というご質問でございますが、お答えしたいと思います。

村では、民生児童委員さんに高齢者世帯などへの訪問調査をお願いして、地上デジタル放送の視聴方法や国が行っている支援制度の周知を図るとともに、デジタル放送移行についての理解が難しい高齢者世帯などの状況を把握していただき、テレビ松本と連携し、地上デジタル放送が視聴できるよう相談支援をしまいる予定でございます。

次に、「テレビ松本の対策は。また、村との連携は」というご質問に対しましてお答えしたいと思います。

テレビ松本では、地上デジタル放送移行について、加入世帯へダイレクトメールやはがき等で数回周知を図っていますし、4月以降も再度周知していく予定でございます。また、村では、テレビ松本と連名で昨年4月に全戸を対象に、地上デジタル放送移行方法を説明した文書を配布したり、村の広報等で周知を図っております。

今後、村へ寄せられる相談につきましては、テレビ松本と連携して対応してまいりたいと思います。

次、「テレビ松本へ加入している家庭が簡易チューナーで対応できるか」とのご質問でございますが、お答えしたいと思います。

簡易チューナーで対応できます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 2回目の質問に入りますが、私が言うまでもないですが、多くの年寄りにとってテレビは必需品です。特に雪が降ったりするような冬場は欠かせないと思います。今あるテレビが使えなくなるのではないかというような不安もあったり、そして、とにかく一番心配なのは、今年の7月24日になって突然テレビが見られなくなってバタバタするというのが心配です。これはお年寄りに限らず、私もあまりこういうことが長けていないものですから、最近自分でも質問するようになったものですから勉強しましたのですが、本当にうっかりしていると7月24日になってテ

レビが映らないというような事態が本当に起きる可能性はあるかなということです。

今現在、対応していないテレビ、ここにおいでの人たちはみんな新しいテレビを買ってあるかもしれませんが、私はまだ買っていないものですから、NHKと民放ではテレビの下の画面のところに「7月アナログ放送終了、地デジ早めに」というような、そのほかにもNHKのどこやら、何とか相談をやれと出てきていますが、そういうことで対応を今、促進していると思います。

本当にお金をかけてテレビを購入すれば一番簡単だとは思いますが、でも、当然のことながらお金がそれだけかかるというようなことで、特に田舎だと台所にあたり居間にあたり、もしかしたら客間にあたり、また、子どもさんが大勢いれば子どもさんの部屋にもあたりというようなことで、複数テレビのある家庭は特に大変ではないかなと思って、私的なことですがうちも3台あるのですが、お勝手の1台だけ買いましたけれども、あと2台はどうしようかと本当に悩んでいるようなところですが。

そんなことでお金のかからない簡易チューナーで対応したいというように、私だけかもしれませんが、多くの方は思うのではないかなと言うようなことで、ちょっと今、チューナーのことを中心に再質問したいと思います。

1番目の役場への相談ということで4～5件あるということで、多分その中にはお年寄りの方からの電話も多いと思いますが、いいです、それは当然要らないです。

それと高齢者に対する対応というのを民生委員さんを中心をお願いして啓蒙しているということですので、それもまた引き続きお願いしたいと思います。

あとテレビ松本の対応と村との連携ということで、4月にテレビ松本と山形の連名でこういうのを全戸に配ってあると思うので、これはまたこれからも連携するというようなことなのであれですが、ちょっとこのようなことが今、計画されているかという確認なのですが、7月24日ということなものですから、そろそろシンプルなのでどうかなと思うのですが、例えば「お済みですか、地デジ対応は」というようなものの全戸配布がいいのか、対応している家の方には「こんなもの」と言う方もいるかもしれませんが、そんなようなのをまたテレビ松本さんとちょっと打ち合わせをしていただいて、もう1回配布して、私が頼むことではないと思うのですが、そんなようなことも検討していけばどうかな、これだけ返事をいただきたい。

それとさっきの無償の関係なのですが、テレビ松本へ加入している方で簡易チューナーで対応できるということでもいいですけども、ちょっと今日、この放送がいろいろ

ろなところへ流れて、もし差し支えあるといけませんけれども、もし金額のところはズバリ言わなくていいですけども、今、私の家はそうなのですけども、テレビ松本へ最低で毎月945円という最低ので契約を私はしているのですけども、うちがもしこれで簡易チューナーをつけてやりたいという場合には、この金額で対応してもらえるのかどうか。チューナーは自分で買わないといけないと思うのですが。それともいろいろな方法があるかと思うのですが、最低、いろいろ何でも見れるテレビを見たいとかといえば今でも945円では見れないと思うのですが、そういうことが最低限のNHKと民放など、YCS。BSだ、そのほかのいろいろなところは見れないけれども、最低の民放とNHKとYCSは見れるというようなことで我慢しようという家庭であれば、今のやっている金額でできそうかなというような感じもするのですが、この辺はどうですか。

時間もあれですので、その3点、それだけお願いします。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） PRはしていかなければいけないと思っています。これほど今PRしているものはないと思いますが、ずっとテレビを見ていますと下の方はずっとわたっています。ただ、7月24日ですか、まだいいだろうという感覚がどうも、私もそうですけども、まだ時間があるのではないかなという感覚もありますので、これについてはテレビ松本の方もまだ決まっていないことも結構あるものですから、その辺もちょっと協議した上でPRしていきたいと思っています。

それから945円のコースはそのまま残ります。ですから市販のチューナーを取り付けまして、あとそうしますと県内地上波6局、それからYCSの2局、コミュニティチャンネルと気象情報の関係で月額945円ということになります。ただ、NHKのBSは見れなくなります。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 1つだけ今、聞くのを忘れてしまった。今、国で無償でいろいろやっているというあれですけども、これはどこへ行って相談する。山形の役場へ来れば相談には乗ってもらえるということでもいいのですか。それだけ一言、簡単なことであれですが。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 役場の方へ来ていただければ、申請書類を用意してありますので、その辺についても今度、民生委員さんに回っていただくようお願いをして、了承が得られましたら私どもでいろいろ調査票をお願いしていきたいと思っています。

今せっかく話が出ましたので、デジタル放送のチューナーですけれども、2種類ありまして、生活保護とか障害者のいる世帯で、かつ全世帯が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、それから社会福祉事業施設に入所させている、養護老人ホーム等ですが、されている世帯には、簡易なチューナー、それからアンテナの設置等々をしてくれるということです。もう1つの支援が、市町村民税の非課税世帯、要はチューナーを配りますよということで、それについては自分で取り付けてくださいという、国は今2つの支援策をしています。この内容についても周知を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、次に、質問事項3「自殺対策について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） それでは、第3の質問事項に入ります。「自殺対策について」お伺いします。

新聞報道によると、全国で昨年1年間の自殺者数は3万1,560人、13年連続で3万人を超え高止まり。長野県は560人だったそうです。県精神保健福祉センターでは、昨年、県内全市町村の自殺対策の取り組みをめぐる実態調査の結果を発表しました。それによると、地域の関係機関が連携して対策を行う連絡協議会などの設置など取り組みを進める市町村が増加した。相談活動では市町村がまず窓口となって対応する機会が多いとして、県の精神保健福祉センターの所長談として「市町村が自殺対策に本格的に取り組む時代になっている」と掲載になっていました。

そこで質問したいと思います。

1つ目とすれば、山形村の取り組み状況はどうですか。

2つ目、これも同じようなことかと思いますが、山形村の今後の方針はどうですか。

この2つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、上條議員の3番目の「自殺対策について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問の「山形村の取り組み状況」でございますが、平成21年度に自殺対策緊急強化事業補助金が国で予算付けされたのを受けまして、村では平成21年12月に健康づくり推進委員会と一般住民の方に対し「心の健康を考える～うつ状態について～」と題し、精神科医による講演を行い、うつ病と自殺との関連やほかの精神疾患について学習してまいりました。

また、22年2月には、啓発活動として世帯に1冊、「心の病気にならないために」の冊子を健康づくり推進員さんに配布していただきました。取り組みをしているところとしたわけでございます。

また、平成22年度、当年度でございますが、取り組みといたしましては、長野県が県内14市町村で行いました「こころの健康づくりに関する基礎調査」に協力をいたしました。この調査は、村内の20歳以上の男女700人を無作為抽出して行い、465名の方からの回答を得ることができました。

また、啓発活動として、昨年同様2月に1世帯に1冊、「かけがえのない命をみんなでも守ろう」のパンフレットを健康づくり推進員から配布していただいたわけでございます。今月には、「今の時代をどう生きていくか」について公開講演会を行う予定でございます。

続きまして、「山形村の今後の方針」でございますが、自殺予防対策は継続して取り組んでいく所存でございます。平成23年度は、パンフレットによる啓発の講演会などを開催する予定でございます。講師が選定できれば、「ゲートキーパー」、これは自殺を予防する人という意味だそうでございますが、育成研修会を講演会のかわりに開催できればと考えておるところでございます。

また、保健師等による随時の相談受付、ケアが必要な方への対応を今後とも鋭意努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長(神通川清一君) 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番(上條光明君) 自殺の原因は、各報道だとかいろいろな冊子などを見ても若干

分析が異なってはいますが、おおむね体や心の病気などを理由にした健康問題が最多のようだと思います。最近では世相を反映してか、就職に失敗したとか、家族関係や子育ての悩みなどが増えているそうです。動機は何であれ、自ら命を絶つことなので、こんな人たちの相談窓口があれば、全国で3万数千人の命、全員とはいかないと思いますが、その方の1割でも2割でも尊い命を救うことができればいいかなというように思っております。

今年の1月23日付の新聞記事で、後で同僚議員が触れるものですから細かいことを私はここでは言いませんが、「自殺寸前、触れた温かさ」のタイトルである新聞が、大勢の方が見ていると思いますが、この記事には無職男性が松本市役所内にある「いのちのきずな松本」に相談して、その後、最初は死ぬことばかり考えていたというようなことだったようですが、いろいろな相談を受けて相談に乗っていただいている中で、前向きに生きようというようになったというような記事が新聞に載っておりました。

それでは、2回目の質問ですので1点ばかりお願いしたいと思います。

先ほど山形村の取り組み状況ということで、いろいろ講演会をしたり冊子を配ったり、これも新聞報道によると、やっぱりキャンペーンだとかそういうことをすると、そういう気持ちになっている人がそれを見るかどうかということよりも、周りの人が冊子が来ると目を通すと、お互いにうちの娘が、息子が、おじいちゃんやおばあちゃんが、もしかしたら自分ということもあるかもしれませんが、どうかかなというようなことをみんなが関心を持つのだそうです。そうするとやっぱり1～2カ月は少し自殺者が統計的には減るのだそうです。またそれが過ぎると同じようになってしまおうとかというような新聞記事に一部載っていましたが、そういう意味では山形村では1年に1回くらい、講演会もやったり冊子を配ったり、いろいろなことをやっているので非常にいいのかな、こんなように考えます。

1つだけ答えていただきたいのですが、21年度もあつたかもしれませんが、ちょっと私、21年度の決算書と予算書を見てこなかったのですが、22年度と23年度で心配ごと相談事業委託料ということで14万7,000円計上していますけれども、この委託内容、先ほどやられたようなことがこれになるのかもしれませんが、一応14万7,000円の委託料の事業の内容だけ、1つだけご答弁いただければよろしいかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 平沢保健福祉課長。

○保健福祉課長（平沢隆一君） 行政心配ごと相談でございますが、今、上條議員おっしゃいましたように、山形村社会福祉協議会への委託事業となっております。中身につきましては、相談員の人件費、委員報酬、それと研修会等へ出席するための旅費、あるいは研修会の負担金が主なものとなっております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

○5番（上條光明君） 結構です。

○議長（神通川清一君） 以上で上條光明議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位6番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「地域支え合いの風土づくり」を質問してください。

大月民夫議員。

（12番 大月民夫君 登壇）

○12番（大月民夫君） 議席ナンバー12番、大月民夫です。それでは、「地域支え合いの風土づくり」、これにつきまして村長にご質問申し上げます。

本年、北海道・北陸・東北地方を中心とした「豪雪」は、屋根の雪下ろしなどの報道を見るたびに、地域ハンデに完全に立ち向かう雪国の力強い生命力に感服するとともに、中には尊い命を落とされた皆様がたくさんおられた現実の無情さに心が痛みます。

山形村では、おかげさまで大きな雪害はなく今シーズンは過ぎようとしておりますが、もしもの豪雪に備えての支え合い活動が、何カ所かではございますが自発的にスタートされておりました。ご紹介をさせていただき、村全域に展開が広がりますように行政サイドとしてのフォローをお願いしたいと思います。

大雪時、ご家庭の敷地内の除雪が高齢や体調の関係で困難なお宅様への対応は、民生委員の皆様にお任せの傾向が長年続いていると思います。年々その対象家庭も増加の一途をたどり、民生委員さんの中には「人力」のみでは限界を感じまして、除雪機を自費で購入し対応されたというお話もお聞きしております。

そんな中、降雪シーズン前に、一部連絡班ではございますが、いざというときの対応を協議いたしまして、連絡班をさらに細分化した「組」単位、つまりは隣近所で支

え合う方向を決定し、先の2月の降雪時は、いつもより少し早起きをして対応をいただいたとお聞きしております。

世間では、何事におきまして「行政頼み」の風潮が強まる傾向ではございますが、山形村におきましては、住民相互が「支え合い助け合い活動」を、まずは隣近所から育み合いながら、ごく自然に支え合い活動の風土づくりができることを期待します。

村全体の連絡班長会議や区長会の際の課題とか議題として、雪かきに限らず「地域支援活動」の展開が自発的に広がるようにフォローをお願いしたいと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

1回目の質問は以上でございます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 大月議員から出されました「地域支え合いの風土づくり」についてのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

村では、円滑な行政運営の推進と住みよい地域づくりを目的に、「区」及び「連絡班」組織が、村とのパイプ役としての活動、それから防犯・防災に関する活動、それから環境美化活動、それから地域住民の交流と親睦を図る活動、そして身近な問題を地域で解決していく活動などを行っております。

大月議員から紹介いただいた連絡班での除雪時の支え合いは、まさに身近な問題を地域で解決していく活動の一例であります。

現在村では、地域の活動に対する支援として、自主防災組織の防災資機材整備、協働の村づくりの推進事業、ごみ集積施設等整備、防犯灯の電気料など補助制度を設けております。

また、新しく村民になった皆さんが地域活動に参加していただくため、「区」「連絡班」への加入金に対しまして補助制度を設けております。

大月議員から「連絡長会議」や「区長の会」での展開についてご質問がございましたが、「区長の会」の中では、それぞれの区が抱える問題や活動の事例などを情報交換しながら、区の運営の参考にしておるところでございます。

昨今、私たちを取り巻く情勢は急速に変化しておりますが、山形村におきましても子どもたちの見守り、高齢者への手助け、地域の防災・防犯など地域の住民の皆さんが力を合わせてそれぞれ解決することに協力をしていただいているわけでございます。

これが数多くあるわけでございます。

今後、地域づくりのために補助制度を継続するとともに、「連絡長会議」「区長の会」で地域づくりの事例などの紹介を検討するとともに、役場職員がさらに積極的に地域の相談に応じたり、イベントに参加するなど地域活動の支援をしてまいりたいと思っておるところでございます。

ご存じのとおり、できることは自分でできるのは自助、それからそれができなくて地域の人たちに力を借りるのは共助、それからまださらに多くの力を借りる、村の力を借りなければいけないのを公助、例えばでございますが、この補完性の原理に基づきまして、地域コミュニティを強めていっていただきたいというように思っております。

以上、1回目の回答といたします。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） 今、答弁いただきまして、総体的に方向性、その辺はよく理解できました。あと問題は、具体的に何をどういうふうに進めていくか、それをこれからまた知恵を絞っていかなければいけないかなと思います。後ほど同僚議員、「協働」という件でまた議論されますので、その辺は私のちょっと思いだけ申し上げますけれども。

「協働」という言葉が出てかなり時がたつわけですがけれども、山形村におきましても人口増加、並びに役場職員の数も12～3年前くらいからかなりスリム化ということで、動向としたら人口が増えて職員数が昔に比べて減っているという現実がございます。今後、地域主権ということで職員には割と細かいような業務がまた増える、現状はこれからますますそういう形になっていくと私は思います。そんな意味で、「協働」というのが非常にこれからウエイトを占めるという思いがございます。

「協働」という言葉が出た時点、私はまず思ったのは、何をやるかもあるのですが、これというのは行政の方で、これこれをこういうふうにああいうふうにという段取りをした事業というのは、きっと成功しないかなという私は思いがございました。やはり原点は住民自ら自発的にといい、それが、「協働」がこれからますます発展していく意味でのポイントになるような気がいたします。

そんな意味で、さりとて住民というのは、やる意欲があっても何をやっていいのかという、なかなかその辺の判断が難しいこともございます。旗振りはいくまでも行政

でお願いしたいなという思いがございます。

二度目の質問でございますけれども、社会福祉協議会の有償在宅福祉サービスで「たのみましょ」という協力組織を試行的にスタートされたというお話をお聞きしております。家事から外出時の付き添い、先ほど申し上げた敷地内の除雪等々、身近なニーズに対応する支え合い活動が定着し、発展することを期待したいと思います。

本当に災害はいつ発生するか想定できませんが、何かあったら、まずは家族の安否確認をし、安全が確認とれば、次はやはり隣近所の安否確認の声かけに走る気がいたします。まさに平時から地域での支え合いが、ごく自然に行われていく風土づくりに励むことが防災に対する大きな力になると思います。

質問は以上といたしますが、補足的なご所見がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 先ほどから地域でのご苦労いただいている取り組みにつきまして、具体的な事例を発表していただきながら紹介していただいたところでございます。改めてここでご紹介していただく中で、今、民生委員の皆さんは、そんなことまでやっているのというような改めて知られた住民の皆さんもいらっしゃるのではないかと考えております。「助け合い」という本当に当たり前の言葉が、今の世の中には珍しい言葉になってきてしまっている。「そんな余分なことはやらなくてもいいよ。これは行政のやることだ」という、こんなまた余分にやりますと「お節介すぎではないか」というような、そんな言葉も聞かれるような大変虚しさを感じるところでございます。そういう中で、大月議員の方から「具体的に行政としてどういうことをやっていくのだ」ということでご提言いただいております、私ども大変悩んでおるところでございます。

今、村では、ご案内のように「区」「連絡班」に未加入の住民の方々が大分増えているところでございます。役員をやるのは嫌だとか、加入すること自体のメリットがないというような、そういう極めて単純なことなのですけれども、今日も実はお昼ごろ宮城の方でまた地震がございました。そして、この間もニュージーランドの方で本当に大きな地震等がございまして、世界はいろいろな災害に見舞われている現状がございまして、そういうときにやはりまず私たちが一番頼りになるのは、行政でもありません。周り近所の皆さんです。近所でどうやっぱり助け合うかということが一番大事になっているところでございます。

そういうものでは、私ども今までやってきました自主防災がかなり軌道に乗ってきたということは、村民の皆さんのご努力もありますけれども、大変すばらしい方向に向かっているのではないかと考えておるところでございます。なかなか具体的というか、これからですので、ぜひ皆さん方と一緒に論議していきたいと思いますが、先ほど上条浩堂議員もおっしゃいました。地域をどう皆さんでつくり上げていくかという、そういう立場で私どもは真剣に取り組みさせていただくということを申し上げて、回答にならないかもしれませんが、ぜひ、これからご協力のほどお願いしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） それでは、3回目の質問ということで要望のみにさせていただきます。

私、今回の質問をするに当って、本当に何期も民生委員をやられた皆様のお話をちょっとお伺いしてまいりました。私が今回取り上げた雪かきの件ですけれども、中にはこんなことをおっしゃる民生委員さんがおられました。民生委員という立場で雪かきを自発的にやったのですが、その後「お世話になったね」と言ってお菓子とかいっぱい持ってくる。それを何とかご辞退するのにすごく苦勞しました。そんな思いもあって、民生委員さんの立場でご努力いただいた皆さんには本当に感謝申し上げますけれども。

やはりこういった問題は、身近、隣近所で支え合うのが一番ベターかなという私は思いがございます。そんなことで、新年度また村の連絡班長さん会議等にぜひ、そんな協力要請、やはりこれは押しつけは全くできませんけれども、村全体でこんな動きも、隣近所で支え合っているという動きも出ていますからということで、できるだけそういう輪が広がるように、年々それが倍、倍になっていくと本当に将来は村全体がそういう村に、まさに風土ができる、そんな思いがあると思いますので、ぜひ、その辺を要望してこの質問を終わらせていただきます。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですか。

○12番（大月民夫君） はい。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、次に、質問事項2「悩み事相談窓口の利便性向上の検討について」を質問してください。

大月民夫議員。

(12番 大月民夫君 登壇)

○12番(大月民夫君) それでは、続きまして「悩み事相談窓口の利便性向上の検討」ということで村長に質問させていただきます。

なかなか出口の見えない困難に陥り、1人で思い悩んでもますます深みにはまりそうなとき、ちょっとしたきっかけで人に相談してみたら、「話ただけで気持ちが楽になり、好転に結びつく出口が見つかった」というお話は本当に数多くお聞きいたします。

山形村におきましても、多岐にわたり相談窓口を開設し対応いただいておりますが、「行政悩み事相談」などの実情から、思い悩む方々の心情を察すると「敷居が高い」という思いが否めません。敷居を越えて来ていただくのを待つのではなく、行政側はいかに敷居を低くするかに知恵を絞ることが肝要かと思われまます。

地域支援事業として月1回行われております「行政心配ごと相談」につきましては、随時電話相談に応じるシステムづくり、就学者の悩み事も含めた幅広い年代層の相談に応じられる体制づくり、相談内容に対応できる庁舎内組織の検討と協力組織の確立などなど、検討すべきハードルは非常に高く、また、数多くあります。

山形村程度の人口規模でのサービス基準とか対応職員の限界等々だけで結論づけた判断をするのではなく、思い悩む村民とともに考え活路を見出す相談窓口の山形村独自のあり方を検討する組織を立ち上げ、早期に論議がスタートできることを願っております。検討組織確立に関して村長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

1回目の質問は以上といたします。

○議長(神通川清一君) ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、大月議員の2番目のご質問「悩み事相談窓口の利便性向上の検討を」というご質問に対してお答え申し上げたいと思ひます。

経済も政治も先が見えない社会情勢に加え、ますます複雑化する現代社会では、人々が抱える悩みも多岐にわたり深刻化し、その相談対応にさまざまな形で取り組まれているところでございます。

私ども山形村におきましても、各課等において随時相談をお受けし、また、日を限定いたしまして専門相談所の開設を行い、ご相談をお受けしているところでございま

す。

山形村が定期的に開設している総合的な相談窓口は、大月議員のご質問にございます「行政心配ごと相談」であります。この相談所は、山形村が山形村社会福祉協議会へ運営を委託して行っておりまして、相談員は総務大臣から委嘱を受けた「行政相談員」1名と民生児童員2名の計3名で毎月定期的に開設し、本年度も2月までに11回開設しております。ここでお受けした相談につきましては、その場で回答できないものは役場の担当課に連絡をとり、後日その結果等を相談者にお伝えしております。相談に見えられた方、相談の内容等はかたくその秘密が守られておりますので、安心してご利用いただければというように思っているところでございます。

また、各課等への相談につきましては、「生活ガイドブック」や「生涯学習カレンダー」に担当課等が掲載されておりますので、ご覧いただければというように思っております。

大月議員の「敷居が高い」とのご指摘でございますが、私は常々機会あるごとに「気配り、目配り、心配り」、この「三配り」を職員に指示しているところでございますが、今後はより一層に住民の目線に立った窓口対応等を徹底していきたいと思っております。

利用しやすい相談窓口につきましても、各自治体にさまざまな工夫をしているところでございますが、大月議員のご提案の事項につきましては、住民がより相談しやすい環境づくりの面からも、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

たしか先週の信濃毎日新聞に出ておりましたが、安曇野市が住民に対する接する対応、心得として10カ条を挙げ、職員全員に理解・徹底するとともに、役所の入口や関係機関の窓口にも10カ条を掲げてあるそうでございます。本村におきましても、先月、全職員対象に専門講師による対応、接遇につきましての研修会を受けたところでございます。私ども職員の意識改革とともに村民サービスの向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） ただいま今後の検討課題にはしていただけるという回答はいただきました。やはり悩み事というのは、かなり思い悩んだ挙げ句とか、いろいろなケースがありますけれども、今「行政心配ごと相談」の方もございますが、私個人的には月1回、この日という組織はもちろん必要は必要なのですが、本当に思い悩む

方にとっては即という猶予のないという事態が多々だと思います。そんな意味で私としたり、何とか電話相談でも結構ですから常時何とか受け付ける、そんな窓口を今後ぜひ開設したい、そんな議論の場を設けていただきたいと思います。

ここで少しお時間をいただきまして、先ほど上條光明議員さんがちょっと触れられました松本市の「いのちのきずな」の件でございますけれども、これについて今後の山形村方式の相談窓口の一助になればと思いますけれども、前回ちょっとお邪魔してお話を聞いてまいりましたものですから、そのご報告をさせていただきたいと思いません。

「いのちのきずな松本」は、自殺予防対策の一環として電話相談の窓口を開設したのですが、きっかけは松本市役所庁舎内には市民からの相談窓口が各種設けられており、その数は36種に及び、市民サイドからは非常にわかりにくいという苦情も多く、庁舎内会議で相談窓口を総括的にご案内する担当部署を新設することになったそうです。

その際、市長より自殺予防対応部署を兼ねた設置の熱いメッセージが寄せられまして、もちろんこれを市町村でやられているところは全く長野県下にはないということで、先進地、神奈川県にあったそうですけれども、そこに松本市の職員が何回か足を運び、運営内容の原案を作成し、推進協議会を立ち上げ開設に結びつけたということでございます。

自殺予防対策推進協議会は、医療関係者、教育関係者を初め弁護士、ハローワーク職員、各種NPO担当者26名の委員で構成されているそうです。そこに、市役所内13の課の代表が事務局としてタイアップして運営されております。

電話相談窓口は平日の午前9時から午後4時まで、臨床心理士や精神科医療機関に勤務歴のある看護師の俗に専門相談員、この方が38名、それと保健師さん7名が2人体制で半日交代で対応に当たっております。

本年2月まで約4カ月間の状況でございますけれども、相談件数は延べ数で140件、相談者の男女別はほぼ半々だそうです。年代別では、男性は30代が一番多く、続いて40代、女性は60代が一番多く、続いて70代の順の相談状況のようでございます。

相談内容につきましては、男性が経済問題が一番多くて、続いて健康問題、職場関係の順だそうです。女性は家族関係が一番多く、続いて健康問題、経済問題の順。スタートから4カ月の相談状況の傾向は以上のものであります。

また、実際に電話相談をされているフロアーとか、並びに相談者によっては来庁をいただき対応を協議する、10畳くらいはあると思われるゆったりした面談室もご案内いただきました。

相談の受け付け後の対応でございますけれども、1つとして、医療機関への紹介を行い、通院治療に結びつけるケース。2つとして、市役所内の心身相談担当員による面談対応。3として、同じく庁舎内担当スタッフによる就労相談。そのほか生活保護申請の相談や総合的な健康相談へ結びつける対応を行っております。

総括的な印象を申し上げ、ご報告をまとめさせていただきたいと思っております。

「いのちのきずな松本」への相談者は、匿名ではなく個人が特定できる割合が非常に高いそうです。要は、何らかの対応を求めて相談してきていることがうかがえました。相談後、何らかの支援に結びついているケースも数多く、相談件数も徐々に増加の傾向にあるそうです。

全国組織の社会福祉法人「長野いのちの電話」は、年中無休でかねてより対応いただいておりますが、今回、松本市の開設により「より身近な市町村で自殺相談を行う意義を痛切に感じている」とご担当の方が申されているのが非常に印象的でした。本来「身近なところで」というのがすごくポイントになっていると思っております。「今後も1人でも多くの市民に知っていただくように、あらゆる手段を使って啓発を推進していく」とも語られました。

以上、お邪魔した内容と私の思いでございますけれども、何とか行政としてどこまで踏み込めるとか、そういった問題ももちろんございますが、今後に向けて即こうしるああしろということはなかなか言えないのですが、山形村のこういった相談窓口はどうあるべきか、そういった検討組織をぜひ早い時期にスタートしていただきたいという思いがございまして、その辺の考えをいま一度お伺い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ただいま大月議員から大変参考になる事項に関しまして述べさせていただきますわけでありましてけれども、「長野いのちの電話」、これは長野県。

○12番（大月民夫君） 全国組織で、たまたま長野は「長野」と頭についている社団法人。

○村長（清沢實視君） ただ、松本の「いのちのきずな」というのは、かなり宣伝しておりますが、村でもそういうことをやるということになると大変いろいろな問題が出てきます。出てきますというのは、大体人口が8,800人ぐらいの村なものですか

ら、果たしてそれが24時間でそういうことができるものなのか、その辺のところも検討する余地は十分あるわけでございます。

先ほどのご意見、提案に対しましては、大変感銘するところはございますけれども、今後、私どもも異常事態、13年連続で3万人以上という自殺者が多い国において、何らかの対策はそれぞれやっているのですけれども、大変デリケートな部分がございますので、私ども専門的な知識のある先生方とも相談したり、また、庁内でもそれぞれの部署でまた意見交換したりしてまいらなければならないというふうに思っておりますし、現に総務課の方が窓口といたしますか、担当していただいて産業医師を皆さんご存じのとおりお願いしております、いろいろとそれぞれの情報は受け取っているわけございまして、その先生方とも相談しながら、どんな方向がベターなのか、ベストなのか、村としての考え等もまた相談しながら方向性を見出していきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） 3回目の質問をさせていただきます。

私は、松本と同じようなシステムをこの山形にということは全く申しません。ただ、総体的に行政心配ごと、いろいろな悩みごとであろうかと思えます。中には極端な話、学校にいじめ等、何でも結構です。それを総合的に受け付ける窓口、それはどうあるべきか、その検討を時間かけてもいいですから、論議をぜひ始めていただきたいという思いでございます。

3度目の質問です。私の思いを言って、もし補足のご答弁ございましたらお聞きしますけれども。

昭和の高度経済成長期以前、大抵の人は「有縁社会」、縁が有ると書いた「有縁社会」、すなわち村社会に生きておりました。家々で農業が受け継がれ、家族や隣近所で力を合わせないと暮らしていけなかった時代だと思います。その後、時代の流れは、俗に「サラリーマン社会」と言っているかわかりませんが、「サラリーマン社会」を誕生させました。この社会は父から子へ受け継がれる仕事ではなく、必然的に核家族化が進み、若い皆さんの世界では一部に、昨年ですか、やはり言葉になってしまった「無縁社会」という寂しい言葉を生み出す時代背景が生まれたと言われております。

今から昔の村社会に戻るといことは不可能ではありますが、「人は何らかのつな

がりを求め、それを確かめていないと生きられない。人は孤独に弱いのだ」とよく言われております。自殺に限らず、日常の悩みごとをできるだけ早い時期に解決するシステム、行政としてどこまで踏み込めるかという限界もあることは十分認識しておりますが、山形方式の相談窓口のあるべき姿、総合的な悩みごと相談のあるべき姿を論議を早々にスタートしたい、そのお願いを再度申し上げて3度目の質問といたします。ご所見がなければ、これで終わりにします。もし、ご所見いただけましたらお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 先ほど村長の答弁の方から、基本的には検討させていただきたいということでご答弁申し上げているところでございます。確かに山形という小さな組織の中で、松本と同じ組織をつくることは到底不可能であります。ただ、やはり参考になるところはございます。先ほどもちょっと言われたところの行政相談、これは国としてやらせている。「行政」という言葉がつくとかたくなってしまうということがございまして、そういう面では今回の「いのちのきずな」とか「とまり木」とか、なかなかすばらしいネーミングではないかと思っています。相談しやすい体制と状態があるということだと思います。

そういう面から考えれば、本当に自殺とか悩みというのは、私ども深刻な問題でございまして、少しでも住民の皆さん方にそういういろいろな悩みがございましたら、私ども行政としてやれることがあったら、少しでも和らげるような、そしてカバーできるようなそういう体制づくりをするのが私どもの仕事だと考えているところでございます。なかなか難しい問題でございまして、どういう形で組織をつくっていくか、検討していくかということは一概に申し上げられませんが、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせいただきながら検討させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 宮澤 敏 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位7番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「災害時応援協定について」質問してください。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 議席番号6番、宮澤敏です。それでは、「災害時応援協定について」質問させていただきます。

地域住民の災害時における安心・安全の確保のための食料・医療等応急生活物資の調達に関する協定、さらに、土砂崩れ等による道路の不通対策としての応援対策業務に関する協定、医療・救護に関する協定等の相互支援協定をジャスコ、井上等の大型店、JA、アップルランド、医師会、建設業協会等と支援協定を結んで優先的に提供していただき、いち早く被災者を救済するために協定を結んでいる市町村が増えております。

ここで質問させていただきます。

山形村ではどのように対応されているかお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員よりのご質問に対しお答え申し上げたいと思います。

最初に、「山形村の災害時応援協定の対応状況について」のご質問にお答えしたいと思います。

山形村では地震などの災害が発生した場合、村民の皆さんの安全・安心を確保するため、各種の応援協定を締結しております。山形村独自の応援協定といたしましては、塩筑医師会と医療救護に関する協定、それから塩筑歯科医師会と歯科医療救護に関する協定、それから山形村郵便局と相互応援協定をしております。山形村建設安全協議会と応急処置に関する協定、村内外の建設関係の企業3社と消防団協力事業所の協定を相互応援協定として結んでおります。村内外の建設関係の3つの企業、それから消防団協力事業所の協定でございます。

それから相互応援協定といたしましては、県内16の広域消防組織と消防相互応援協定を締結しております。また、県内の全市町村と市町村災害時相互応援協定、相互応援協定としてはこの2つを締結しております。

また、県では、食料生活必需品を扱う団体に物資の調達に関する協定、医療団体と医療救護についての協定、それから建設関係の団体と応急対策業務に関する協定などを締結しまして、県内の市町村に対しての応援体制をとっております。

以上、山形村に関係した災害時応援協定の締結状況についてご説明申し上げます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 緊急対策につきましては、しっかりと手配されているというふうに受け取りました。つきましては、地震の際には各方面からボランティアの応援隊といたしますか、自発的に集まってくる方がかなりいるかと思えますけれども、そういったボランティアの人たちの救援の拠点をどこにつくるかというようなことも検討していただけたらと思います。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） ボランティアセンターの立ち上げということになるわけですが、これにつきましては社会福祉協議会がボランティアセンター立ち上げの研修等をしておりまして、やはりいざ災害となると、それぞれがそれぞれの分担を持って対応していかなければいけないということで、行政は行政の立場ということになると思います。ということで、社会福祉協議会が現在のところボランティアセンターの運営に当たっていく。当然行政と連携をとりながら運営に当たるということになると思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 災害はやはりいつ起きるかわからないということで、事前に備えるということが重要であるわけですが、これからはしっかりと対応していただきたい。住民から見れば、支援協定が取り交わされているということが最大の安心につながると思いますので、非常によいことだというふうに思います。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですか。

○6番（宮澤 敏君） はい。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に、質問事項2「幼児の病後児保育について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） それでは、質問事項2番目「幼児の病後児保育について」質問させていただきます。

1歳以上就学前までの児童で病気が回復基調に向かっているが、集団保育にはもう

少しゆっくりして環境を整えてから無理なく集団に入れる病後児保育を実施している市町村から好評の声が寄せられております。

そこで質問いたします。

山形村としては、どのように考えているかお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員の2つ目のご質問に対してお答え申し上げたいと思います。「幼児の病後児保育について、山形村としてはどのように考えているのか」ということの質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。

病後児保育とは、病院、診療所、保育所等に布設された専用スペース、専用施設において、感染症以外の病気回復期で、集団保育が難しく安静の確保が必要な幼児を、看護師と保育士で保育を行う事業と認識しております。

現在、中信地方の市町村では、3市町4施設で実施していると報告を受けております。本村山形村では、現保育所に布設された専用スペースや専用施設等もなく、今すぐ実施することは難しいわけですが、子育て支援センター等の建設にあわせまして、事業実施についても検討してまいりたいというように考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） この病後児保育を実施するに当っては、看護師さんが1人、保育士さんが1人以上ということで決まりはあるわけなのですが、どうしても予算のこととかいろいろな面であれががあると思いますけれども、今、既に実施している事業所の方から少しお聞きしたのですけれども、看護師さんがいるのですけれども、病気とかけがとか児童を見たりするだけではなくて、そういった子どもさんのいない場合は保育もするし、お母さんたちのいろいろな相談にも乗ってあげているということと、職員の方も「看護師さんがいるというだけで自信を持って保育に当たれるので非常に助かります」、それから保護者の方も「看護師さんがいるということで安心して児童を預けられる」という声と、それから子育て支援センターの横に普通の、成功しているところは子育て支援センターの中に保育室といますか、病後児保育の部屋が一画を仕切るような形で運営されているのですけれども、その保育士さんが『働

くお母さんが増えているので「この制度があつて非常に助かっています」と言う保護者の声が非常に多い』というふうに言われております。

看護師さんは、ともかくあっちからもこっちからも相談に乗ってくださいということで引っ張りだこであるということで、非常にそういう病後児保育のことを「いい制度だ」というふうに言われておりますので、こういった声を聞いてどのように考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 病後児保育につきましては、前々からそういうご意見もいただいておりますし、いずれはやはりそういうことを、そういう施設が必要かなというようなことも前々から思っているところでございます。

議員言われましたように、現実問題として、これだけの小さな村なものですから、何人の病後児さんをお預かりできるか、あるいはそれを支えるところのスタッフの問題等々ございまして悩むところでございますが、先ほど村長答弁で申し上げたとおり、子育て支援センター、子育て支援の中の論議として、私ども正直言って今、考えているところでございます。したがって、スペース的にもいずれはそういうところを開設した場合は、そういうスペースに当てはまる場所のそういうところも必要かなという、そこも含めて今回支援センター、あるいは子育て支援の中で論議をしているところでございます。

ただ、そうはいいましても、子育て支援センターができれば即開設できるとは限らない。やっぱり慎重に長い論議をもう少し積み重ねながら、住民の皆さん方のいろいろなご意見をお聞きしながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） この事業には国から運営の補助がありますので、そういった補助を活用していただいて運営費の方も補佐するというか、あれしていただければというふうに思います。

こういった施設をつくる場合、やっぱり新築の今の支援センターの場合は、やはり保育室に事務所のすぐ隣の部屋あたりで、事務員さんが、保育士さんとか看護師さんが見えるところに部屋をつくるということで、トイレとかバスとかというのは必要なものですから、設計の段階からつくるつくらないというような形で検討していったほ

うがよいのではないかな。これは別にもし、やるという場合の話なのですけれども、それと保育園の児童、それからその保育士さんたちの健康を見守るといふか、その方たちの健康を看護師さんが見守ることができる、そういうような役目も担っているという意味で、その点どんなふうに考えますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 議員言われたことを参考にしながら、今後の論議に生かさせていたきたいと思っています。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ただいま副村長が申し上げたとおりでございますけれども、私、この中でまだ理解できないのが1～2点ございますが、その1つは、感染症以外の病氣回復期ということなものですから、その区別とか、そういうのは感染症だったのか感染症ではなかったのかという、医師の力も借りなければいけないだろうし、その判定がなかなか難しいのではないかと考えています。ですからよそではやっているというから、そういうところもあるというものですから、その辺のところはちょっと気がかりなところがございます。そういうようないろいろな問題をクリアして、それから問題の核心に触れて論議していかなければならないというように私は思っております。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に、質問事項3「電子図書館について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） それでは、3番目の「電子図書館について」を質問させていただきます。

近年、国民の活字離れが指摘される中、電子書籍の普及が注目されております。電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたもので、今後、国民のニーズが飛躍的に高まると予測されております。

Web図書館では、政治経済、文学、語学などさまざまなジャンルの電子図書を提供しており、その数は4,745タイトルに及びます。利用者は、インターネットを介して24時間365日、いつでも貸し出し・返却ができるため、わざわざ図書館に出向く必要がありません。

書籍の特色については、ページに付せんをつけたり文字を拡大・縮小したり、色付きのラインを引くことができ、音声読み上げ機能もついており、英会話のリスニング

も手軽にでき、語学勉強に役立つと言われております。

そこで質問いたします。

山形村としては、このような電子図書館についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

○教育長（本庄利昭君） それでは、宮澤議員のご質問にお答えいたします。

「電子図書館について山形村としてはどのように考えているか」というご質問であります。電子図書館についての状況であります。平成19年に東京都の千代田区の区立図書館で、全国に先駆けまして公共の図書館として始まっております。インターネットを活用した「千代田区Web図書館サービス」は、自宅のパソコンからインターネットで、ご指摘のとおり電子図書を検索して、デジタル化した図書の情報提供を受けるシステムであります。

利点としましては、いつでもどこでもパソコンがあれば文献や資料を閲覧できますし、図書館の側からしましても情報がデジタル化されておりますので、狭いスペースで膨大な情報の提供が可能になります。

ただし、現況では、多くの情報は著作権で保護されておりますので、著作権が消滅しているものや著者が使用を許可した作品など限られた文献や資料だけが貸し出しの対象となっております。

このような状況でありますので、現在、電子図書館は、まだ全国的な広がりはありませんし、長野県立図書館でも、もう少し条件整備がされるまでは、研究する状況にはなっていないようであります。

本村におきましても、現時点では、もう少し先の検討事項になると考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今、言われたように、まだ本格的には普及はされておられませんけれども、これから将来的には携帯型の情報端末でも利用できるようなったり、あらゆる面で非常にこういう電子化とかこういうのは早いものですから、予算もそれほど大きな金額がかかる事業はないということだそうですので、今すぐ導入ということ

ではなくても、研究していただいて、また国の方から補助金とかが出たときには、また検討していただけたらいいかなというふうに考えます。そういうことで、将来的に検討していただきたいということでございます。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 議員ご指摘のとおりでございますので、今、例えば情報化時代でありますので、ますますそういったデジタル化した情報が入ってくるわけですが、これとよく並行して考えられておりますのが、例えば学校で使っている教科書などもそうでありますし、これからの未来の図書館といいますか、未来の形でありますので、いろいろなところから情報を早くキャッチしまして対応を遅れないようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） そういうことで、将来的には必ず大きく普及すると思っておりますので、そんな考えでぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですね。

以上で宮澤敏議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。3時10分まで休憩とします。休憩。

（午後 2時55分）

○議長（神通川清一君） ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時10分）

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（神通川清一君） 質問順位8番、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項「協働の進捗状況と今後について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） それでは、私は1項目だけ、「協働の進捗状況と今後について」質問させていただきます。議席番号7番です。竹野園麿です。

「協働」は、全国自治体の基本構想に登場していて、今や自治体施策のキーワードであるとも言われています。

「協働」の施策は、先進自治体において1990年代の半ばころから先駆的に実践されてきたものであり、21世紀の自治体においては、もはや欠かせない施策分野としての地位を獲得していると言われています。

この施策は、職員が住民活動団体やNPO関係者等と接触し、まず、いかに良好な関係を形成するかが重要なポイントだと言われています。このように、この施策は住民の自発的な活動に頼む面が大きく、両者の誤解や、あるいは相互の依存関係などが生じ、想定どおりに進展しない事例も少なくないとも言われています。

このように開かれた行政を行う上で極めて重要で有効な施策である反面、具体的に進めるにはさまざまな困難を伴うものであるとも言われています。

さて、村長は、これまでにこの「協働の村づくり」については、さまざまな場面でその重要性について話をされてきています。また、平成20年度に策定された第4次総合計画後期基本計画の中にもそのことがうたわれ、さらに、昨年の施政方針演説の中でも、冒頭で「協働の村づくりの芽が着実に伸びつつあるを実感している」と述べています。

着実な進展が見られることは大変喜ばしいことだと思いますが、まだ多くの住民の間でこの「協働」に対する意識が十分な広がりを持った状況にあるとは私は思っておりません。

そこで、この「協働の村づくり」の現況と今後について次の質問をさせていただきます。

1つとして、まず「協働」の行政にとっての意義をどのように考えているか。若干具体的に申し上げますと、理念だとか行政効果などについての考え方を教えていただきたいと思います。

2つ目として、これまでに行われてきた施策と実績はどんなものがあるか。具体的な事例を挙げていただければというふうに思います。

3つ目として、問題点は何かあるかどうか。もし、なければ答弁はないということで結構です。

4番目として、今後の方針と施策についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野議員からご質問がございました「協働」の問題についてご答弁申し上げたいと思います。

最初の『「協働」の進捗状況と今後について』でございまして、まず最初の質問事項であります『「協働」の行政にとっての意義について』でございまして、地方自治は住民自治と団体自治を構成要素としております。この2つの要素を緩やかにつなげていくものが「住民協働」であると考えております。つまり、直接民主主義の考えにより、自治の行動を自ら行うものであり、地域を活性化させていく重要な考え方が「協働」であると認識しております。

次に、「これまで行われてきた施策と実績について」のご質問でございまして、平成18年に「山形村協働の村づくり推進事業補助金交付要綱」を制定し、協働に関する活動に支援を行ってまいりました。この補助金を活用した活動件数は、現在まで21件でございまして、地域コミュニティの形成や子育て支援、環境整備など多様な活動が展開されております。また、地域の自主防災会も平成20年に6区それぞれ組織化され、地域計画に基づき活動がされております。このほか県の地域づくり支援金を活用した団体活動や区の活動、公民館活動など多様な取り組みが行われております。

次の質問事項でございまして、「問題点は何か」についてでございまして、団体の活動を継続させ発展させていくためには、同様な自治の目的を持ち活動している、それぞれの団体をつなぐコーディネーターやリーダーの役割が重要であると思います。団体同士をつなぎ、多様な手段による取り組みの実践を行い目的達成に向かい活動していくことが望ましいというように考えます。このため、小さな団体の集合体としての団体を育成することや人材の育成が今後の課題と考えております。

最後のご質問でございまして、「今後の方針と施策」についてでございまして、方針といたしましては、地域の諸課題の解決に向け住民が自ら行動し、村づくりを主体的に行うための「住民協働」の推進は、今後も村の重要施策であると考えております。

このための具体的な施策といたしましては、関連の現行村補助金制度について継続または発展的に見直すとともに、人と人とのつなぎ団体をつなぎ、より大きな協働活動への展開の何らかの仕組みづくりの検討が必要であるのではないかというふうに考

えております。

また一方、協働の成果を広く住民に知ってもらうための機会を確保することも重要であると考えております。

以上。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、再質問があれば質問してください。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） まず今、最初の「協働」の意義については、あるいは理念、回答の中で行政というものの制度的な基本的な形というのですか、そんなことについての説明がありましたが、ちょっと視点を変えてというのですか、行政の「協働」による質の向上についてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

例えばいろいろな自治体でもって「協働」ということについては打ち出しておりますが、例えば幾つもあるのですけれども、愛知県の2004年につくられた「協働の指針」というのを見ますと、6項目ばかりあるのですけれども、その中に「新しい社会ニーズの発掘と課題解決」「公共サービスの質の向上」「公共サービスの担い手の拡大」、こういうようなことがあります。つまり、単なる行政の肩がわりというのですか、行政のスリム化を「協働」に求めるというだけではなくて、質の向上ということが非常に大事だというふうに言われておりますので、その点は山形村としてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

もう1つは、今までやられてこられた実績については今お伺いいたしました。今までの何人かの議員の中からも「協働」についての発言がありましたけれども、まず新年度予算の中で「協働事業」にかかわる予算、どんなものが挙げられるか教えていただきたいと思います。

それから最初にも申し上げましたが、職員の体制、これが非常に大事だというふうに言われています。これまで職員自らが範を示すべきだといって、公園整備や山の下草刈りだとか、いろいろな施設の整備を組織を越えて率先して汗を流してきているのを我々議員だったらほとんどだれでもよく見ているところではありますが、職員の中に「協働」に対する職員組織の体制だとか意識はどのように高まってきているかということについてお聞きいたします。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 実は平成18年にさかのぼりますが、役場の幹部職員を中心に

協働の村づくり研究委員会なるものを設立いたしましたして、9回にわたって議論して私どもに内容についていただいた経緯がございます。それにはみんな「協働の村づくり」「協働のまちづくり」ということが全面に出ているわけでありますけれども、その前に「住民と行政との協働の村づくり」または「協働のまちづくり」、これが「住民と行政」、これの前のものが抜けてしまって略されてしまって「協働の村づくり」「協働のまちづくり」または「住民との協働の村づくり」というような形になって出ているわけでありますので、そのときに議論されたのが、やはり模範として、先ほど竹野議員が少し触れられましたけれども、職員がまず一步前に出て模範を示そうということで、先ほど申されたように河川の清掃やら林道の草刈りやら、そのほかもろろのことを、それこそ課と課の垣根を低くして推進してきていただいたところがございます。

例えば除雪なども25人の職員が小型のドーザーの資格、免許をとったり、緊急の事態に対してもそれに対応しようということで、そういう気持ちで職員が一丸となって取り組んできたところがございます。

これに対しては、住民の皆様方が「大変役場の職員は大したものだ」という大変評価される方が多かったわけがございますが、中には「何であんな重労働の肉体労働までさせるのか」という職員に対する批判の声みたいのも少しはございました。しかし、機会あるごとに私も何回も述べまして、「行政と住民との協働の村づくり」に対して、まず一步前へ出ようという形の中で、現在までいろいろと職員に対しては厳しい面もあるわけがございますが、住民に対する目も変わってきたということで現在まで至っているわけございまして、その「協働」の質については、高い低いというのは私、まだその辺のところはよくわからないところもございまして、それに基づきまして、同時に社会福祉協議会が動き出しました。

社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターという名前のもとでボランティアの皆さん方にそれぞれ仕分け、仕事の内容等、また、ボランティアを育成するための教育指導等をして現在まで至っております、何と驚くことに、資料をいただいたのですが、28団体といたしますか、グループが社協の現在コーディネーターとしてやっている団体でございまして、挙げてみましても数多くあります。28団体の中には、いろいろと議員さんたちも中に含まれている方々もあるわけがございますが、山形風土考房、それだとか、むかごーず、親育ちの会、かたくりの会、かたくりの会というのは高齢者に対する弁当のサービスでございます。それからクレヨンママ、そのほか

ちょっと変わったところではウインドアンサンブル、これは施設等の訪問でございます。それから民話クラブ、むかごーず、コーラス等でそれぞれの福祉施設だとか学校関係に交流する各種イベント等に参加するところでございます。エコライフを考える会、これも最初は違う名前だったのですが、最近統一していただきましてエコライフの会ということで、何人かの議員の皆さん方も環境のサガール運動等に理解をしていただきまして活躍していただいているということでございます。

そのほかアクアの会だとか、それからもう1つ、鷹の窪自然公園を愛する会、たんぼぼコーラス、中大池健康花づくりの会、ジャッキーの会とかおはなしの会だとかフラダンスの会だとか、とにかくいろいろ多方面にわたってボランティアの団体をコーディネートしていただいているわけでございます。

村におきましては、「協働の村づくり」については、コーディネーター、さっき申しましたけれども、今後そういう役割分担を指示してくれる人だとか、そういう作業的なやっただけで担当者が今後必要になってくるのではないかとこのように思っております。

そんな中で、林業委員の皆さん方、これもボランティアでございまして、遊歩道の笹刈り会、やっただけだったり、記念樹の森の下草刈りだとか、あと土木委員の皆さん方には、これもボランティアで道路の整備等だとか側溝の砂上げ等もやっただけでございまして、数々のいろいろと「協働の村づくり」に対しては協力をいただいているわけございまして、先ほどどなたかのときに申し上げましたけれども、ここの中でも最たるものというのは自主防災会、これは平成20年にそれぞれの6区が同時に立ち上がったわけです。

先ほど大月議員が申されたとおりに、行政主導型は成功しない。これがいい模範でありまして、当初から何で役場の方でいろいろ旗を振ってやってくれないかということだったのですけれども、消防局、当時の角田さんが、今、次長をやっておられる角田さんがちょうど山形の消防署長さんのときで、それぞれ講演して歩いたり指導して歩いたり、大変ご尽力をいただいて立派な地区の中心にした防災会ができ上がった。そういうのがやはり我々から見れば、質の高い「協働の村づくり」の1つかなというように思っております。

それから20幾つかという事業に対して補助金を出しているということでございまして、これは3万円ぐらいではとてもではないが、しかも交際費とか食料費には使ってはいけないということなものですから、それこそ花の種を買うだけでもたく

さんになればなくなってしまっているのですけれども、もっと増やしたほうがいいではないか、それも議論されたことがございます。

しかし、金の多い少ないではなくて、補助金の多い少ないではなくて、これを機会に1つの「協働の村づくり」の起爆剤になればいいではないかということで3万円ということで出されております。これにもやはり課長を中心にした審査会がございまして、大変厳しい審査会でございますけれども、その審査会を経てそれぞれの活動する団体へお配りしているというような形になっているわけでございまして、いずれにいたしましても、またもとへ戻って申しわけないですけれども、バブル期のあの昭和の後半の時代のころは、職員が山形村も実は多いときは100人を超したときがございました。103人おりました。現在84人ということで、その当時は7,000人でありました。7,000人台の人口でありましたけれども、その当時に比べて1,000人ぐらい増えているわけでございますけれども、人口が増えるのにもかかわらず、職員は、これも国の方針でございまして、村自体もそれに対応してやってきたわけですが、スリム化して今84名の職員でございます。

当時は、ですからいろいろなことを何でもかんでも行政に任せればいい、行政がやればいいということで、サービスも行政の職員も多いし、いろいろと多方面にわたって手厚いそれこそサービスをしてきたわけでございますけれども、こういう時代になりましてバブル景気も終わりました、大変地方の自治体は厳しい状況。あえて三位一体の改革によりまして、それぞれの地方の自治体は苦しい財政の中で生き残ってという語弊があるかもしれない。頑張っているわけでございまして、そんな中で必然的にこれは「協働のまちづくり」、「住民と行政との協働の村づくり」というのが展開されているわけでございます。

ですからいろいろ今後、社協などは非常にスムーズにといいますか、まとめ役で村のいろいろな活動をやっているわけでございますけれども、村の役場といたしましても、どれとどれとの仕分け、仕分けというとまた語弊があるかと思いますが、どういう役割分担をしたらいいか、どういう仕事が高度な協働の作業なのか、村づくりの仕事なのかということをやっていかなければならないというように私は思っております。ちょっと長くなってしまいましたけれども、私の考え等を申し上げます。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） それでは、新年度予算の内容について説明をさせていただきます。

きます。

まず、総務関係に主にあるわけですが、今年、一般管理費の中の印刷製本費で連絡班の加入のための案内パンフレットを作成する計画であります。これにつきましては、「協働」というのに向けまして、「区」とか「連絡班」というものの役割というのは非常に重要なものと考えております。というのは、やっぱりコミュニケーションが合意していかなければいけないということで、住民と住民、それから住民と行政が対等な立場で地域の異なる課題について取り組んでいくという、「困った」「変だ」というのが「協働」の始まりだと思っているわけなのですが、そのためには「区」なり「連絡班」組織に加入していただくことがまず最初だと思っています。

ということでパンフレットを作成する部分と、それからこれもずっと続いています。が、「区」「連絡班」に対して加入するための助成、3万円を限度としてしております。

また、防災資機材の関係、各地域の自主防災会に対する資機材の助成につきましても、上限20万円ということで今年度も続けていきたい。

続きまして、あとコミュニティ振興対策ということで、先ほど申しました「区」「連絡班」の加入もあるのですが、ごみ集積等の整備事業に対しても補助金を設けたい。

あと「協働の村づくり」、1件3万円を限度として補助金を出しているわけですが、それについても継続をしていきたい。

また、あと鷹の窪を愛する会の皆さんとか、それからなろう原のマレットゴルフの愛好会の皆さんの活動に対しての助成もしていきたいということで考えています。

以上、総務課関係では、あと防犯灯に対する助成も続けていきたい、そんな内容になっています。

以上です。

続きまして、職員のご質問があったのですが、職員の意識は、私は高いと思っています。現状でも地域の活動、具体的に言いますと区とか分館等の三役に結構役場の職員が参加しておりますし、また、村内のスポーツ団体などの三役についても役場の職員が率先して参加しているということもあります。具体的に言いますとこんな内容ですが、一人ひとりの意識を調査したわけではないのですが、そういう動きを見ても意識は高いものと判断しております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野園磨議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 質問は最後になりますので、今お聞きしたことも参考にしながら、ちょっと提案をさせていただきます。

質の向上ということについては、若干十分な私の期待したような回答ではなかったような気がいたしますので、それらに兼ねて質の向上と、それから住民の意識を高める、そんな方法として私なりに考えてみましたが、いずれにしても自治体が公共サービスの供給手段として「地域協働」を活用する際には、その前提条件として政策形成過程における住民の参加・参画が不可欠であるというふうに言われています。

23年度の予算には、総合計画の策定が盛り込まれています。総合計画というのは、改めて言うまでもないのですけれども、10年計画であって、地方自治法の第2条に定められております。議会の議決を経て、行政の10年間の指針となる最高の計画だというふうに思っております。

この総合計画の費用が23年度の予算に盛られています。それはまず総合計画審議会委員の報酬として19万8,000円が載っております。それともう1つは、計画そのものをつくる費用として委託料が340万円載っております。これはこの間、議案の提案説明があったときに私はお聞きしまして、内容についてお聞きしましたが、その後、340万円というのは専門会社に全部委託するのだ、こういう説明を受けました。

その会社、委託する340万円の積算根拠を見せてもらいました。そうしたところ、まず研究員手当、これは主任研究員、日額3万8,000円で25人分ということでしょうね。それから研究員が日額3万1,000円で、これもやはり25人工いのか、これだけでもって半分以上の172万5,000円になる。

それから調査研究費としては30万円、アンケート集計だとか集計したものをグラフ化したりする、そういったことです。それが30万円です。

それから旅費として、山形から東京までの旅費が8回分として24万円載っています。

それからあとは資料の印刷、アンケート調査票だとか、そういったものの印刷から、あとは発送関連経費、これを見ると2,000通発送する。また返送を受けるのは、これは改修率を50%見て1,000通分になっている。これら郵送費が34万円。それと消費税などを入れて約340万円という、こういうことになっているのです。

これを見ると、非常にこれは一切切切すべて言っては悪いけれども丸投げという感じ。住民がタッチする場面がほとんどない。多分審議会委員報酬というのは、この間も説明あったように20人掛ける3回分、これは半日当の3回です。これだけで

はほとんど、これは恐らく20人というのは住民だと思うけれども、これでは住民参加と全く言えないのではないかなと思います。

ちなみに、前回10年前の予算を見てみましたら、10年前は委員会報酬というのは41万円あまりあるのです。つまり、今回よりか倍以上委員会報酬というところにある。委託料は逆に200万円で、340万円と比べれば半分強。前回の方がまだそういう意味では住民参加がなされていたというふうに考えられる。

今、地方分権と自立の村だと言っているながら、前回よりか住民が自ら手づくりのものをつくるという、そういう意味では全く後退してしまっている。これを私はできるだけ住民の手づくりの自らの総合計画、住民がとにかく一番村のことは知っているのですから、専門会社の偉い学者などに頼めばきれいなものができるかもしれないけれども、村の実情に合ったものが本当にできるのかどうか。つくる過程でもって全く村民が知らない中でつくられてしまう。これは本当に10年先までの計画なものですから、これこそ住民がそこへ参加して、中身を全部共有して、それで10年間の住民の知識、あるいはいろいろな意見、そういったものを反映する行政の鏡にすべきだ、そういうふうに思います。

ここにちょっと基本構想について、短い文章ですけれども、東大の名誉教授で大森彌さんという人、この人は非常に有名な人でいろいろな雑誌などには意見が投稿されています。その一部分を読みますと、「基本構想づくりを安易に民間に委託し、見栄えのする冊子をつくり、実際には棚上げにして毎年の予算編成で行政を運営してきたところもなくはない」という、こういう言い方をしている。今のこのやり方でいってしまうと、本当に大森さんが言っているような状況になりかねない。行政側の姿勢が、私は非常に10年前よりか後退しているという部分が非常に私は危惧するのですけれども。

本当に血の通った基本構想を作成するためにも、また、協働意識を大いに高めるためにも、村民総参加型の事業に持っていく考えはないか、以上のことを申し上げて村長の考えをお聞きしたいと思います。さらに、今後「協働」をどのように生かす予定か、もう1回改めてお聞きして3回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 竹野議員のおっしゃることは、誤解されているのではないかなというふうに私は理解しております。というのは、この総合基本計画の策定に当たっては、村民の人たちが大勢かかわっております。もちろんいろいろな役員の皆さん方も

それぞれの方面で携わっていただいておりますけれども、私の今、記憶する限りでは、平成15年から平成24年までの10年間の第4次総合計画を策定に当たっては、山形村の有権者の皆さん方全員にアンケートを出しまして、その改修率が86.4%、これは専門の皆さん方もびっくりいたしました。86.4%という改修率です。それに基づいて、それぞれ分析して、それになおかついろいろ個々の職業別だとか、いろいろな人たちにご意見を聞いて、それも参考にして、忘れもしないです。信州大学の中島教授のグループが担当しまして、今、独立しておりますスミ、スコープの代表をやっておりますけれども、その方がそれこそ信大の学生30人近く、ふるさとへ帰らなくて、暮れです。大晦日から正月にかけて10日間、あそこへ泊まって集計をしたわけでありまして。

当然その間には担当者初め村のそれぞれの関係者等も一緒にやったわけでありまして、決して村の人たちをないがしろにしてやったわけではありません。村の人たちのアンケートにはいろいろな項目がありました。200近くのものを集計してまとめるということは、並みならぬえらい仕事でありました。

ですからそんなことがありまして、決して村民不在のただ形だけやったというものではなく、村のこれからのビジョン、将来的なビジョンを決める、それこそ道しるべになるのが総合基本計画でありますので、決して安易な考えでやっていったわけではありませんし、みんなの意見を聞いて総合してスコープがまとめてああいう立派なものできて、10年前のをよく見ますと、人口についても大体合っていますし、いろいろな面で、当然10年の間にはいろいろとチェックしてみると達成してきております。これもやっぱり住民の皆さん方の努力だというふうに私は痛切に思っているわけでありまして、あれこそ本当に村民の皆さんのそれこそ汗と努力の結集をまとめて、専門的な知識で幾つも手がけている先生方の専門的なご意見を聞いた中で策定したものでございまして、決して村の人たち抜きで丸投げしたということはございませんので、その辺のところをご了解願いたいと思います。

○議長（神通川清一君） 村長に申し上げます。竹野議員の説明は、23年度の予算等々を聞いていると思いますが、それについて。そういうことですね。

○総務課長（山口隆也君） 23年度の総合計画の見直しは、人件費が少なくて「協働」の参加が見えないが、その辺どうするのかという趣旨だと思います。済みませんが。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 確かに総合計画、本当に竹野議員が言われるとおり、魂の入ったものでなければいけないと思っています。今回の予算の編成方針ですが、いわゆる前は審議会が3回開催されました。ということで前年踏襲ではないのですけれども、一応3回ということで盛ってあります。それから予算の見積もりも、ある程度どのぐらいのものがかかるだろうかということで見積もって今回予算化をさせていただきました。

ということで当然、総合計画の審議会の委員の皆さんと協議しながら、どんな方向に持っていくかということは決めていかなければいけないと思っていますので、内容についてはまた、当然私どもだけでつくるというわけにはまいりません。いわゆる村長が今言いましたように、アンケート調査をどう分析していくか、これについては私ども分析能力というか技術は持っておりませんので、当然専門機関に依頼をしなければいけない。専門機関に依頼するところはする。そして、自分たちが考えなければいけないところは考えなければいけないという、この基本方針だけはきちっとしていかなければいけないと思っています。

以上です。

○7番（竹野園麿君） もう一言、村民を、予算的には全くないけれども、委員会の19万8,000円しかないけれども、もっと村民をこの中にタッチさせる、それによって村民の意識も高まる。「協働」に対する行政の意識も高まるというあたりは、どんなふうにならっているかということをもし話していただければと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 先ほど申し上げましたとおり、いろいろな層の部会のところで幾つもの組織をつくりまして、それも何回もやったように覚えておりますが、そこで意見をみんなで、それは村民です。住民の皆さん方のそれぞれの、役職の皆さんが結構多かったように思いますけれども、この次は募集したりするのがこれからの行政をやるとか、そういうのは公募したりしていくのが筋かなというように思っております。

当時は大体役職名の人たちがそれぞれ3つぐらいの部会に分かれて、それはけんけんがくがく「こういうものを入れたほうがいい」「こういうのを入れたほうがいい」と言ってやったのを覚えております。ですから今度村の人たちの参加するたちを選ぶのも、我々ではなくて、皆さん方ももしご協力願えれば一緒になって、これは大事なことなものですから、それこそ10年先までの村の先ほど言いました道しるべと申しますか、ビジョンでありますので、大事なことであります。

そんなことであるものですから、ちょうどそれが23年度から準備を始めて24年度までには完成して、25年度からやらなければいけないということになっておりますので、これもまた当然議会もかけなければいけない。かけて見ていただかなければいけないわけでありますので、その辺のところもご理解願って、第5次総合基本計画がそれこそ立派なもの、山形の将来を見据えた立派なものになるように、またご指導、ご鞭撻、ご協力のほどをお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員に申し上げます。質疑を終了します。

以上で竹野園麿議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位9番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項「農業者戸別補償制度について」質問してください。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

○3番（小林武司君） 議席番号3番の小林武司です。

ちょうど3月でもうじき田んぼの方も始まるというようなこともありますし、また、去年から始まりました農水省の22年度モデル対策ですけれども、大分今年23年度は変わっている内容もあります。また、そういうことで耕作者も多分迷ったりしている方もいるかと思ひまして、また、私の特別の水田はやっぱり、ならば稲をつくるのが一番いいのではないかと思っていたところへ、改正の内容が米をつくっても、特別の場合ですけれども、いいような内容がありますので、この「農業者戸別補償制度について」の質問を部分的ですけれどもさせていただきます。

農水省は、22年度モデル対策だった水田対象の戸別補償を、23年度は米と畑作物の一部を加えた農業者戸別補償制度として実施することになりました。補償内容というか、簡単に言いますと、水田関係では米の所得補償交付金、それから米価の変動補てん交付金、また、水田活用の所得補償交付金、また、産地資金などがあります。また、畑作関係は今年というか、23年度から取り入れられまして、畑作物所得補償交付金というような形もつくりました。

また、それに合わせまして加算措置というような形で規模拡大、再生利用、また、

緑肥とか法人化に対する助成とか、また、23年度から今までほかの方へ、結局枠になっていました中山間地等直接支払制度とか環境保全型農業直接支援対策、また、農地・水保全管理支払というような項目が戸別補償制度の中に1款として取り入れられることになったそうでございます。そういうことで幾つかの措置を加えると、どうも8,000億円以上の予算規模になるだろうということでございます。

話は変わります。去年は全国175万戸のうち、約70%の133万戸が加入して協力したと言われるわけですがけれども、主食米の消費減や過剰生産から価格低下となり、米価変動補てん交付金、1俵当たり約1,715円ぐらい下がったということで、現状、今は上がっていますけれども、12月ころの値段で1万2,710円という平均価格で、1俵当たり1,715円の補てんということで、1万5,100円が10アール当たり交付されることになり、3月中くらいに各戸へ交付されるということになっております。

そういう中で、23年度の米生産数量目標も、国が18万トン減らしまして795万トン、800万トンを割ったわけです。それから県も、同じような比率で2,200トン減らしまして20万2,300トンとしたというような新聞報道でございます。

そういう中で、細かいこの制度がいいとか悪いとかということは本日論議しません。そういう中で、この制度を利用して幾らかでも村のためになるようなことだけ、今日、一般質問の方にしたいと思います。

そういうわけで概要として質問の1ですけれども、山形村の22年度のモデル事業の実績の概要ですけれども、教えていただきたいと思います。それと23年度、県から要請があったといいますけれども、米の生産目標数量を教えていただきたいと思えます。

それから2番目に、今年度の制度にあります「再生利用加算措置」という中で、先ほどの竹野入議員のような同じような内容かと思えますけれども、農地パトロールで把握している耕作放棄地への作付の推奨はできないか、この措置を使いまして。

3番目に、「水田活用の所得補償」の中で、新規需要米ということで米粉といいますが、米粉用米と資料用米がありまして、また、WCS稲というのがありまして、これはホール・クロップ・サイレージというそうですけれども、稲発酵粗飼料という言い方だそうですけれども、これが3番目の今の質問が、本来は水田に稲をつくるのが多面的機能からも理想的と思われまます。そういうことでいいなと思っても、私も農協やそこらへ行ったり聞いてみましたがけれども、販売先の確保も非常に限定される。また、実際に需要がどのくらいあるかもわからない。そんなようなこともありまして、

何かいい策がないかとみんなで考えることは思いますけれども、そういうことでお願いしたいと思います。

いろいろとほかへこういう気が回ってしまっていけないもので、このぐらいの質問で最初入りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、小林議員のご質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。「農業者戸別補償制度について」。

1でございますが、「22年度の戸別所得補償モデル事業の実績について」のご質問にお答えしたいと思います。

米の生産実績であります。生産割り当てが数量で750トンに対しまして生産実績は738.45トンでありまして、配分量の枠内におさめることができました。配分していただいた、大変だったと思ったのですが、枠内におさめることができたわけでございます。ご協力いただきました農家の皆様方に感謝申し上げる次第でございます。

配分内での生産によりまして、10アール当たり1万5,000円交付される定額所得補償といたしまして、1,014万7,500円が交付されました。また、22年産米は標準的な米の価格より販売価格が下回ることとなりましたために、定額分とは別に、変動部分といたしまして10アール当たり1万5,100円が追加交付されることとなりました。定額並びに変動分を合わせまして、国より村内の351戸の米農家に対しまして総額で2,036万2,650円が所得補償として交付されたところであります。また、水田の自給力向上事業といたしまして、いわゆる転作作物を作付し、食料自給率を向上させることに対する交付金といたしまして、157戸の農家に1,245万6,690円も交付されております。

次に、ご質問がございました23年度の米の生産数量目標でございますが、依然として米の過剰傾向が続いておりますことから、山形村には22年度の実績より28.45トン少ない710トン、作付面積に換算しますと111.46ヘクタールが配分されてきております。

それから2番目の「再生利用加算で耕作放棄地の作付推奨はできないか」とのご質問に対しましてお答えしたいと思います。

再生利用加算は、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば、菜種を作付した場合に、10アール当たり2万円が交付されるというものでございます。農業委員会が把握している畑での耕作放棄地はまだ少ないようではありますが、今後、耕作放棄地が増えるようであれば、その解消策としまして作付推奨や誘導も考えられるわけでございます。

3番目として小林委員がご質問されたとおり、水田を活用した所得補償として新規需要米（家畜用の飼料用米や発酵粗飼料用稲作等を作付することではありますが）、これを作付した場合は、10アール当たり8万円が交付される制度でございます。主食米用の米の作付が制限、また、湿田で米以外は作付ができない地域では取り入れ不可能な作物ではありますが、小林議員が申されますように、作付前に実需要者と契約を結んだり、また、農政事務所と協議するなど一定の条件がつけられるそうでございます。このうち飼料用米につきましては、山形村でも平成21年度から取り組んできておまして、昨年22年度は面積換算で1.93ヘクタールの作付実績があったとの報告を受けております。利用先といたしましては、全量、村内の農業法人で飼育されている家畜のえさとなったということでございます。利用先としましては、全量、村内の農業法人の家畜のえさとされたわけであります。

新規需要米につきましては、今後も水田所有農家の意向を確認した上で、畜産農家とJAとも連携をはかりながら推進してまいりたいというように考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、再質問があれば質問してください。

○3番（小林武司君） 最初の今年の作付ですけれども、昨年はよく頑張ってくれたと思います。今年ですけれども、この配分はかなり苦勞するわけでしょうか。今年128.45トン減らされたわけですけれども、その辺と、そういう中でさっきの3番目のことにもつながるのですけれども、ならば稲しかできない、稲ならできるといふようなところもあるわけですけれども、そういう人たちにもし割り当てがそういうことを使えばかなり消化されるかなと思うわけで、その辺も考えてもらいたいと思いますし、最初にそれだけちょっとお聞きして。

それとJAにも聞いたわけですけれども、「米粉用は売れるかもしれない」とJAで間へ立って言ってくれております。また、ホール・クロップ・サイレージの場合は、泥がついたり重機がかなり大きい大型の収穫機やいろいろ入るもので、条件があまり悪いと問題があるし、ただ、もし、そういう酪農家とかどこかに契約先があれば、早く稲が刈れる。出穂から大体20日から25日くらいで収穫するのが一番いいという

ことらしいので、早めに水切りを田んぼの排水をすれば、ちょうど夏場の真っ最中に近いもので、かなりいけるのではないかと私は思うわけです。なるべく田んぼは稲をつくって管理して余った労力を、山形の場合は畑地が多いわけで、そっちへ集中してもらえたら一番いいかなと思うし、また、水利組合あたりも半分しか組合費を徴収できないというようなことで運営も難しいようなこともありますし、そういうことで行政側でもどこか広域でも何か目当てというか、連絡とれましたら広げていただきたいとお願いします。

そういうことで松本市あたりは、大分早々と手を回してあるようです。ニワトリなどの関係も安曇のほうへ飼料の蓄積所と配合する施設などもつくったようですし、酪農家とか畜産関係とも個人個人とか法人同士で契約してあると思うのですけれども、そういったことで大分進んで、なかなか山形はそういう畜産とか養鶏関係もたくさんあるわけではないし、つくりたくてもつけれない。売り先がなければいけないし、そういう契約がなければ交付金もおらないというような条件でありますので、大変目当てにはするが難しいというのが現実です。そんなことで実績がないもので、そこらと一緒に探してもらいたいというか、そういうことでお願いしたいと思います。

最初の問題の、来年度の消化にはあまり苦労しないかお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、来年度、23年度、苦労しないかということでございますが、先ほど村長答弁で申し上げましたように、米余り現象が依然と続いているということもございまして、山形村では先ほど申しましたように710トンということで、作付面積に換算しますと111.46ヘクタールということでございまして、22年の実績に比較しますと3ヘクタール減らさなければいけないということでございます。

これにつきましては、先ほども言いましたように所得補償を受けるには、どうしても配分内におさめないと先ほどの10アール当たり1万5,000円という所得補償がいただけないものですから、これを何とか達成しなければいけないということでございます。これにつきましては、実はあさって、3月11日の日に夜、農業振興推進員さんを招集しまして、本年産の米の生産調整の推進会議を持つ予定であります。たまたま昨年は、取りまとめたところ20トンほどほかから回していただいたものですから枠内におさまったのですが、それと一部稲のできが悪かったというようなこともあります。

まして達成できたのですけれども、今年の時点では今のところほかからもらえるという予定も立っておりません。できますれば3ヘクタールを何とか地区内で減反の調整をしていかなければいけないということで、事務的には進めてまいりたいというふうに思っております。また、各戸の農家に対しましては、一応基準面積等もお示しする中でご協力をいただくようなことで今、手続を進めようというふうに思っております。

それから飼料用稲のことですけれども、先ほども答弁したように、法人の方で去年は1.93ヘクタール、その前が0.99ヘクタール、大分面積をカバーさせていただいております。本年度につきましては、一応先ほどの3ヘクタール消化の分もありますので、23年度につきましては、飼料用米につきましては4.5ヘクタールということで、去年の倍以上を何とか。22年につきましては法人の方で全量作付していただいたのですけれども、先ほどもありましたように契約先だとか需要先との契約というようなことも必要になってきますが、これにつきましてはJAも23年から飼料用米の出荷販売に取り組む体制を今、整えているということも聞いております。したがって、個人の方がつくっても取り扱えるような方向でも検討しているところでございますので、そんな方向の中で飼料用米につきましては増産というか、作付をしていただこうということで今、進めてまいりたいというふうに思っております。

それから米粉ですけれども、これについてはまだJAとは協議しておりませんが、いずれにしても10アール当たり8万円ということでございますので、普通の米をつくるよりは単価が低いということで、なかなか農家の皆さんの理解も得にくいということもあるわけでございますが、そんな中でございますけれども、いずれにしても配分を達成していこう、していかなければならないということもございますので、農家の皆さんのご理解をいただく中で推進してまいりたいというふうに今、思っております。

それから2番目のご質問はなかったのですけれども、2番目の「再生利用加算」、先ほども竹野入議員さんの耕作放棄地の問題も出たのですけれども、まだ山形の場合は畑の方で耕作放棄地でうんと出ているということでもありません。それからどちらかというと野菜、単収の上る野菜を求めている農家もまだございますので、まだまだ「再生利用加算」の畑におきまして麦・大豆というのは、まだまだ山形では取り込めないのかなというふうに思って、将来的にはそういったものも考えられますけれども、今の時点ではそういうことでございます。

いずれにしても3月11日に農業振興推進員の会議を持ちまして、推進の方をお願い

いしてまいりたいというふうに思っております。また、JAとも、場合によってはほかのJAとの地域間調整、昨年もそういうことも行っていただいたわけですが、そんな要素も含めながら23年も達成して、せつかく国の方、国の方も今、民主党もちょっとどうなりますか、でも民主党政権がかわっても所得補償は続けられていくという方向の流れにありますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、よろしいですか。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） 今の最後の「再生利用加算」というのですけれども、ここに書いてあるのは畑でもいいわけだ。畑だよ、これは。手に負えないというか、条件だけれども、放棄地という遊休地とのそこの見境も難しいところだけれども、幾つかはあると思うけれども、一番問題は所有者なりその人がやるかやらないかの気持ちなもので、条件は確かに平地で2万円、条件の悪いところは3万円で1反歩出して、それをまた継続すれば5年間続けて交付金を出すというように形になっているもので、もし、そういう人に対象の土地があつて折衝できれば、そこへいい場所なら菜種でも何でもいいと思うのです。つくるものは菜種とかそのぐらいですけれども、そばでも菜種、麦でも豆でもいい。もし、そういうところがあれば、交付金を、措置費をもらつて、幾らか小さい重機くらいでやれるところならやつて、幾らかでも荒廢農地というか、それを少なくできる可能性もあるかなと思つて質問したわけですよ。

それと、おれも最後愚痴みたいな話であれだけれども、今の価格変動補てん金、それも1万5,100円出たけれども、なぜ出たかという。最初の1万5,000円を定額分にするというのは、水田耕作でそれだけの経費が足りないから定額分にしたということであつて、値段が1,700円も下がつてしまつて、大体530キロ平均くらいで1反歩計算して大体1万5,100円という数字が出るのですけれども、実際には価格が下がつて農家のためには結局ならなくて、それだけ消費者の値段もうんと下がつたか。そうではなくて、莫大な金額ですけれども、そのほとんどは流通業者というか、そこへ消えてしまったというのが現実だと思いますので、ただ、農家がいきなり3万100円をもらった、そういうことではないもので、そんな意識も消費者の方というか、みんなも持ってもらひたいと思ひます。

あまり難しくておれもどうなるかわからない。農協にも職員にも3人ばかり聞いてみたのですけれども、たまたま山形の支所長も転出、また、営農センター長も転出、また、米の担当者も転出というようなことで、売つてやるというようなことを聞いた

のだけれども、どうもその責任もとってもらえないような気がします。そういうことで新しく来た職員にも、行政側でもうまく折衝してもらって、全体のハイランドの中のことでもありますので、折衝していただきたいと思います。

質問はこれでしませんけれども、いかんせん昔、池田勇人さんが言ったのだけれども、「貧乏人は麦を食え」などと言った時代もあったけれども、今は何しろブタもニワトリもコシヒカリをどうぞというような時代になったのかなと皮肉った言い方で申しわけないけれども、そんなことで職員の方も今度の制度も複雑で大変だと思いますけれども、村の収入というか、幾らかでも多少でも助けになるようにお骨折りを折っていただきたい。よろしくお願いします。

以上で質問を終了させていただきます。

○議長（神通川清一君） 以上で小林武司議員の質問は終了しました。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間を一般質問終了までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

それでは、会議を再開します。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位10番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「アナログテレビ放送終了に対する村の取り組みは」を質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） 議席番号2番、三澤一男でございます。「アナログテレビ放送終了に対する村の取り組みは」ということで、今日は同僚議員も質問しておりますので、重なる質問もあるかと思いますが、通告のテレビのアナログ放送終了に関する村の取り組みをお聞きします。

今年7月24日にアナログ放送は終了し、地上デジタル放送に完全移行します。国、総務省は、テレビ等で告知しています。現在、140日を切りました。これはアナロ

グ放送で使用する周波数帯をデジタル化することで電波を有効利用することを目的とし、また、データ通信ができるとしています。これによる多目的利用はよい面がありますが、現在使用しているアナログテレビ（いわゆるブラウン型テレビ等）が現在のままでは視聴できなくなってしまうことです。

まず、このアナログからデジタル等への説明では、理解できない方が多数出る可能性があると思われます。これに対して総務省は、「デジサポ長野・デジタル推進協議会等に問い合わせをしてください」ということは流していますが、このまま対応せずに切りかわると、地域の情報も入らなくなるという状態になりかねません。

地上デジタル放送視聴に、簡単に言うと3通りあります。まず、デジタルテレビに買いかえる。2、UHFアンテナを設置し、デジタルチューナーをつける。3、CATVテレビ松本、現在はYCSテレビ松本でデジタルチューナーをつけて受信する。村でも周知に心がけていることと思うが、視聴できない方が出ないように質問します。これは高齢者のみでなくてもわかりにくい状態です。

そこで質問します。

1、受信する方法で一番多いと思われるテレビ松本（YCS）加入率はどのくらいありますか。

2、国では生活保護世帯等公的支援を受けている家庭にはデジタルチューナーの配布を行っているが、村での支援は。また、高齢者への対応はどのように考えているか。

3、公共機関（公民館等）への対応は。

以上、1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、三澤議員よりのご質問、最初の「アナログ放送終了に対する村の取り組みは」についてお答えしたいと思います。

まず、「テレビ松本の加入率は」についてでございますが、単純に2月末現在のテレビ松本への加入世帯数は2,289世帯でございます。この世帯数に昨年実施しました国勢調査の世帯数2,616世帯でこれを割りますと、87.5%になります。ですからお答えの方は87.5%ということでございますので、おわかりになったと思います。

次に、「村独自の支援はどうか」ということでございます。また、「高齢者家庭独居

世帯への対応はどのように考えているのか」についてお答えしたいと思います。

村では、民生児童委員さんに高齢者世帯などへの訪問調査をお願いして、地上デジタル放送の視聴方法や国が行っている支援制度の周知を図るとともに、地上デジタル放送移行についての理解が難しい高齢者世帯などの状況を把握してもらいまして、地上デジタル放送が視聴できるようテレビ松本と連携して相談支援してまいりたいというように思っております。

次に、「公共機関（公民館等）への対応は」というご質問でございますが、これは各地域の公民館等でそれぞれ対応していただきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今の村長の答弁で87.5%、かなり、12.5%ぐらいの方を除いてテレビ松本に加入しているということになると思います。

私の方で、テレビ松本に加入されている方はどうすれば見れるかということでもちょっと調べてみました。そうすると、地デジコースというのがございます。地デジコースというのは、普通今、県内放送、県内地上波、NHK総合だとか教育だとか民放4社だとか、これは先ほど総務課長からも回答があったような内容が流れます。これは現在、山形村は月945円となっておりますけれども、同様の内容を接続している松本・塩尻市等は月840円で視聴できるということとなっておりますので、この辺のところは同額に早急に訂正していただくというか、改定していただくようなことを希望させていただきます。

それからもう1つは、デジタルベーシックという契約内容がございます。これは県内と東京とBSだとかスポーツ番組等が視聴できる。それから3番目は、デジタルパックという、そういう契約でございまして、これは県内の地上波、東京、BS全部で、そのほかスポーツ番組も含めて50数局が視聴できる。以上3つの選択ができるということになると思います。2と3は別としても、最低1の地デジコースへの移行を確実にしないと視聴できなくなります。

ただし、私が今ここで言っているのかどうか分かりませんが、総務省も急激な切りかえをすると、本当にそういう視聴難民という言い方をしているのかどうか分かりませんが、砂嵐が出てしまうということで、平準化を図るために当面アナログ放送も流すということ聞いております。この辺のところはどうか、ちよっ

とここをお聞きしておきたいと思います。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 私どももそういう情報は入っていません。というのは、正式にここで答えるわけにまいりませんので、これから結局、国の施策の中でデジタル化の移行がスムーズにいったいではないかなということとそういう話が出てきたと思います。逆に言うと私ども言うのは、「デジアナ変換」といってデジタルをアナログに変換するという、そういう技術もあるわけなのですが、それについてテレビ松本はどう考えているか私どもわかりませんので、今後いろいろな展開が出てくると思います。その展開の中で、村としてできることをPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

○2番（三澤一男君） そこで、今ご回答いただきましたので、テレビ松本に加入している世帯の独居だとか高齢者家庭に対しては、民生委員さん等を介してやっているということで、ぜひ、それは進めていただきたい。

また、同僚議員の質問にもありましたように、デジタルのテレビは1カ所ありますけれどもほかにもあるという場合には、やはりデジタルチューナーをつけないと視聴できないということになりますので、そういう場合には4,000円ぐらいを切ったぐらいで販売しているものがありますので、そういうものをつけて視聴していただくということにしたら視聴できるということになります。

また、今日はテレビだけの質問をしました。今、視覚障害の方という方も、ラジオのFM放送、あれにはチャンネルの1とか2とか3とかというアナログでは流すチャンネルがございます。これでチューニングしていただくとNHKの総合は受信できますので、見れなくても声だけは聞こえます。ですから歌番組ですとか放送内容は、そういうことでお聞きすることができると思いますので、そういったことで対応している方がいらっしゃれば、そういう方にはぜひ、また支援をしていただいたらどうかなというふうに思います。それを含めて、そこも質問したいと思いますが、お願いいたします。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長、答弁願います。

○総務課長（山口隆也君） これから民生児童委員さんをお願いをしてやっていただきたいということで思っているわけですが、その中で、先ほど村長答弁もあ

したように、私どももどんな状況になっているかということはまだ全く把握できていないものですから、状況把握の中でいろいろな課題とか問題が出てくると思います。それにつきましては、また担当課であります保健福祉課の方と相談をしながら、ときによっては社会福祉協議会の協力を得ながら、円滑にデジタルに移行できるように実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、3回ですが。

○2番（三澤一男君） それでは、対応を要望して質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの発言で質問は3回になりましたので質疑を終了します。

三澤一男議員、次に、質問事項2「再生可能エネルギーの村の取り組みは」を質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） それでは次に、「再生エネルギーの村の取り組み」について質問します。

県は、地域一般から資金を募り、太陽光発電、また、小水力発電などを再生可能エネルギーを普及させ地域を活性化につなげる構想をしていることが発表されました。

以前も環境関連の取り組みを質問しました。村としても県・国が構想していることをいち早く察知し、計画を推進する必要があると思います。村長の考えを再度お聞きいたします。

現在の方向性の定まらない政権の状況からなのか、突然ばらまきと思われる交付税が交付される。村の担当部局の対応は、急に交付されたから事業を行うというような状況になりかねません。

そこで、村では短・中・長期の計画が練られていますが、今後、村としてどのような考えであるのか、再生エネルギーの件に関してのみ村長の所見をお伺いいたします。

質問1、山形村も地域新エネルギービジョン検討部会がありますが、開催または検討内容をお聞きします。

2、公共施設に太陽光発電をとということで保育園には設置を検討していることは説明を受けております。他の施設（公民館・新設消防詰所等）への設置の検討はどう考えていますか。

3、小水力発電の可能性について、上水道の取水設備に設置できるものがあるようです。上記以外にも再生可能なエネルギーについて検討または研究促進を要望します。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、三澤議員の2つ目の「再生可能エネルギーの村の取り組みは」ということでお答え申し上げたいと思います。

三澤議員には、前回に引き続きの環境問題関連の質問でございますが、村では平成17年3月に策定しました、補助事業によってできました「山形村新エネルギービジョン」がございます。その中でさまざまなエネルギーの事業が提案されておりました。このような中にありまして、村といたしましては、自立の道を歩む中で、集中改革プランによる行財政改革、実施事業の選択、健全な財政運営等を基本に村づくりを進めてきております。環境関連施設につきましては、太陽光発電システムやペレットストーブの導入の補助、それから雨水貯留タンク施設、この補助、それから薪割機貸し出しによる木質エネルギーの利用促進等取り組みが可能な事項から新エネルギーの推進には手をつけてきた状況でございます。そんなことをご理解をいただきたいというように思っております。

最初の1の「地域新エネルギービジョン庁内検討部会の開催状況、検討内容について」に対しましてお答え申し上げたいと思います。

初めにも述べさせていただきましたが、平成17年3月に山形村地域新エネルギービジョン調査報告ができたわけでございますが、まとめる際に合わせまして、庁内組織の検討部会を立ち上げたものでありまして、それ以降、現在まで検討部会は開催しておりません。検討内容も変わったものは持ち合わせておりませんが、山形村地域エネルギービジョン策定のその後の経緯について申し上げたいと思います。

山形村では、平成17年、先ほど申し上げました3月に山形村地域新エネルギービジョンを策定いたしました。ページ数で130ページに及ぶ立派なカラーの写真入りのものでございまして、新エネルギービジョン策定委員17名に委嘱をお願いいたしまして、でき上がったものでございます。

委員長の東京大学農学博士の宮島成寿教授を委員長といたしまして、副委員長に大阪の北沢力先生を中心に、先進地への視察を2回、委員会が5回開催されまして、そ

の間、村民の意識調査、アンケートの実施や村民のパブリックコメントも取り上げられました。さらに、本村における新エネルギー導入の全体構成から基本方針、そして導入の推進体制にも言及した立派な内容でございます。導入可能な新エネルギーとしては、太陽光発電、太陽熱利用、マイクロ風力発電、マイクロ水力発電、木質バイオマス・ペレットチップ等が挙げられました。

このエネルギービジョンの策定に当たりましては、先ほど申しました17名の方と役場の職員も参加させていただいたわけでございます。そのほか協力していただきましたのがNEDOという、お聞きになったと思いますが、NEDO、それから日本技術開発株式会社も携わっていただいたわけでございます。

そんな経緯がございまして、当時は山形村も先進地というようなところを回りまして、割合進んでいるということで、隣の旧波田町でできました小型の水力発電、これも私ども議員の皆さん方、大勢安曇野へ行きまして視察をした経緯もございまして。そのときに波田の議員が1人ポツリと来ておられまして、当時の町議が来ておりまして、「山形はすごいですね、議員さんたちがこんなに大勢来て、真剣に取り組むかい」と言ったのですけれども、最終的には旧波田町の方が先に小型水力発電の本当に小さなのですけれども、先に実際つくったという経緯がございまして。

この中で、村といたしましては、マイクロ風力発電、これはサンクスBBにございます。あそこの「いちいの里」へ入ってくるときに右側で、風のあるときはちょっとカタカタ鳴っておりますけれども、あれもございまして、太陽光発電は今回いろいろと大池議員とか、いろいろところで導入していかなければいけないと思っておりますし、また、村民に対しましては積極的に推奨しているところでございます。

それとあとペレットストーブも、村としても役場のロビーに入れたり、それぞれ住民の皆さん方には「こういうものがある。これからの時代はこういうことでやっていかなければいけない」ということを、村自体も村民の人たちに説明、実際に見ていたというものが現状でございます。

それから次の2番目の「太陽光発電の公共施設（公民館・新設消防詰所等）への設置の検討」でございますが、これらの施設は一般家庭や保育園のように常時利用者がおきませんので、利用される施設でございませぬ。したがって、維持管理、または費用対効果の面から、現在のところ、これらの施設への太陽光発電の設置については、今のところ検討はしておりませぬ。

3番目の「上水道施設での小水力発電の可能性について、また、そのほかの再生可

能なエネルギーの研究の促進の要望」でございますが、全地球的、また、長期的な視野に立ちまして地球温暖化防止を図ってまいらなければならないと思っております。村といたしましても、さらなる新エネルギーの推進や再生可能なエネルギーの調査・研究していかなければならないと考えております。

なお、小型水力発電でございますが、中信土地改良区で梓川の水を利用しまして、梓川の上野というところがありますが、上野というところで小型水力発電ということでございますけれども、予算が14億円ぐらいで、これも一時頓挫したのですけれども、今度また復活いたしましてその話が進められております。当然山形も右岸土地改良区に大勢の方が加入されておりますので、それに使用されます電気料等もかなり負担が軽くのではないかとこのように思っております。

以上のような状況について、まともな回答となりましたけれども、状況はそんなわけでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今、村長答弁にもございましたように、村の太陽光発電の補助金も平成23年度は昨年に比べると大幅な増になっていることは大変評価したいと思います。そういうことはちょっと今、費用対効果でということも言われましたけれども、今後は例えば村の施設、例えばドームだとか、屋根がいっぱいあるところに太陽光発電を設置して、これを事業化するなどというようなことをちょっと考えてもいいのではないかなということを私の方としては提案したいと思います。

それから私は今、梓川の方でつくるといのはかなり大型な水力発電、小さいといってもキロワットですとかなり大きい。私が言うのは、本当に1トンの水が1分間、落差20メートルぐらいだと2キロワットぐらいの発電ができるというような、そういうものもございますので、そういったものを設置すると、ある意味でいくと唐沢の浄水場みたいなところ、ああいうところの施設電力がすべて賄える。あそこが今現在ずっと取水しているかどうかということになるとまた話は別なのですけれども、取水していて、それが上水道に回らなくても発電した水は河川放流、そのままバイパスをして河川放流してしまうというようなことがあれば常時の発電ができる。この辺のところもいろいろな形で検討すれば、これから太陽光発電で売電しておりますけれども、そういった発電をして余った余剰電力については、これは電力会社との契約にはなりますけれども、そういったことで売電するということで新しい再生エネルギーという

ことで、そういう水力が持っているポテンシャルを電気にかえて利用するというようなことも、一歩進めて考えていただいたらどうかという事で村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、三澤議員が申されたことをございますが、実は小型水力発電について検討したことがございます。以前、その当時。だから、議員の皆さん方も一緒ですが。結局、壁にぶつかったのは、水利権の問題。「コタ」と呼んでいますけれども、その皆さん方の了承を得なければいけない。明治29年に施行された法律がまだそのままずっと残っています。水利権の問題というのは非常に難しい問題だということをお聞きされて、話をした段階で大変面倒だよということから、その話は頓挫したということをございます。

もう1つは太陽光発電、これは遊休荒廃農地がいっぱいと言っては悪いのですが、太陽が一日じゅう当たる田んぼがあったり、そこへどうかというような話も出ました。大きなのを。そうしたところが、やはり農地法によって、それはだめだという過去の話も出ました。そのときは向こうの会社の人たちも来て場所を見たり、「ここがいい、ここがいい」と言ったのですけれども、それもある前の元議員の方から発案されてしまったのですけれども、どうもそこでもスムーズにできなかったという例がございます。時代が変わっていろいろな規制が緩和されてきましたから、今後もそういうことを遊休荒廃農地に太陽光発電のシステムを設置するということは可能かもしれないのですが、また、上水道の水を利用しての小型水力発電ということも、また近々そういうことも研究して調べてみたいというふうに思っております。

いずれにしても、そんなに前の話ではないことをございまして、7～8年前の話になりますか、そのころは本当に前向きにやったわけでありましてけれども、頓挫してしまっただけという例がございます。そんなことで、今後そういう面に関しましていろいろと研究していかねばならないというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今、大きな壁だという水利権というのがあるというのは、およそ想定はしていたのですけれども、実際に取水した後であれば、その辺のところは解消できるのではないかなというふうに思っておりましたので、その辺お聞きして、こ

の辺のところは、また詰めていかなければいけないことだというふうに思っております。

それから前回も取り上げましたように、燃料がかなり今年来ております。そういった意味でももう一步、前回もさせていただいて、くどいようですけれども、バイオディーゼルの燃料だとか、そういったものに対してももう少し積極的に進めていっていただければいいかなというふうに思っておりますので、その辺のところももう一度お聞きして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） たしか水をそのまま食べてしまうわけではなくて、またそのままもとに戻すのだから、そんな水利権などという問題ないと思われるのですけれども、なかなかそれが。以前、スカイランドきよみずの前にゴルフの練習場を、今、稼働していないですが、あそこをモーグルだとかハーフパイプという競技がありますね。そこへやろうという計画を立てたことがございます。

それは雪がなくても、あそこはかなり気温がここより4度ぐらい低いところなものですから、スノーマシンでやればかなりできるということで、それには水が必要だという計画を立てていろいろ話を進めていたところが、それは水利権の問題でそんなことをやればえらいことだ、勝手に水を使えばということで、我々の考えでは、そのとき食ってかかったのは、「その水は雪が溶ければまた水に戻っていくではないか」と言ったら「そういうのは全然別個だ」という、過去においてそういう話が出たことがございまして、水に関しては非常に難しい問題がございます。

今あちこちで水を売っているというのがあって、当時、酒造会社と一緒に研究して「清水の水」ということで売り出そうという計画を立てたことがございます。それこそ「そんなことやったら山形にはあんた住めないよ」と言われたこともあって、大変水の問題に関しては厳しいものがございますので、その辺のところもさっき申し上げましたとおり緩和されてきているかもしれないですけれども、当時はそういう問題がございました。参考までに。

ですから今後、再生可能な新エネルギーに関しましては、こういう時代ですからいろいろとあちこちから、先進地等から資料をいただいたり、いろいろな情報を得ながら、村としても研究推進していかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（神通川清一君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し散会とします。

（午後 4時57分）